

## 会 議 記 録

会議名 建設常任委員会

開催日 平成29年3月14日(火) 開会 午前 9時00分

閉会 午後 1時19分

出席者 委 員 委員長 大谷好一  
針谷正夫 氏家晃 長 芳孝  
入野登志子 大武真一 岡 賢治  
高岩義祐  
議 長 海老原恵子  
傍聴者 茂呂健市 針谷育造 坂東一敏  
広瀬昌子 小久保かおる 古沢ちい子  
白石幹男 関口孫一郎 平池紘士  
大阿久岩人 大川秀子 千葉正弘  
福富善明 小堀良江 中島克訓  
福田裕司

---

事務局職員 事務局長 稲葉隆造 議事課長 田嶋 亘  
主 査 福田博紀 主 任 中野宏仙

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

建設水道部長	鈴木	木	進
建設水道副部長	大塚	孝	一
都市整備部長	渡邊		慶
都市整備部技監	市川	悦	郎
道路河川整備課長	田中	良	一
道路河川維持課長	天谷	和	夫
土木管理課長	安生	光	宏
公園緑地課長	齊藤	昌	巳
下水道業務課長	寺内	国	雄
下水道建設課長	益田	弘	之
水道業務課長	高橋	礼	子
水道建設課長	古澤	一	豊
参事兼都市計画課長	松澤	賢	一
都市計画課主幹兼 開発指導係長	高野	義	宏
市街地整備課長	國保	能	克
住宅課長	大野	和	久
建築課長	長		智

平成29年第1回栃木市議会定例会

建設常任委員会議事日程

平成29年3月14日 午前9時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第33号 栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について
- 日程第 2 議案第41号 市道路線の認定について
- 日程第 3 議案第42号 市道路線の変更について
- 日程第 4 議案第43号 財産の交換について
- 日程第 5 議案第46号 指定管理者の指定期間の変更について
- 日程第 6 議案第10号 平成28年度栃木市一般会計補正予算（第5号）（所管関係部分）
- 日程第 7 議案第15号 平成28年度栃木市下水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第16号 平成28年度栃木市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第18号 平成28年度栃木市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第 1号 平成29年度栃木市一般会計予算（所管関係部分）
- 日程第11 議案第 6号 平成29年度栃木市下水道特別会計予算
- 日程第12 議案第 7号 平成29年度栃木市農業集落排水特別会計予算
- 日程第13 議案第 9号 平成29年度栃木市水道事業会計予算

---

◎開会及び開議の宣告

○委員長（大谷好一君） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから建設常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

---

◎諸報告

○委員長（大谷好一君） 当常任委員会に付託されました案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

---

◎議事日程の報告

○委員長（大谷好一君） 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

---

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（大谷好一君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第33号 栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

高橋水道業務課長。

○水道業務課長（高橋礼子君） おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまご上程をいただきました議案第33号 栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。議案書は66ページから68ページ、議案説明書はその2の37ページから41ページでございます。

初めに、議案説明書によりご説明いたしますので、議案説明書の37ページをお開きください。提案理由でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要につきましては、引用条項の整理を行うことと、給与の減額に係る規定を改めることとでございます。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、38、39ページをごらんください。改正案第5条は、配偶者に事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むことについて、当該条例中、「以下同じ」の字句を定義し、整理するものでございます。

次に、改正案第15条第2項は、給与の減額について記載しているものでございますが、部分休業

に続く括弧書きの部分は、対象となる子の範囲に特別養子縁組の監護期間中のもの及び養子縁組里親である職員に委託されている児童などを加えるものでございます。これは地方公務員の育児休業等に係る法律等の一部改正に伴いまして、育児休業等の対象となる子の範囲が拡大されたことによるものでございます。

また、39ページ、中ほどになりますが、修学部分休業及び高齢者部分休業が加えられておりますが、現行のこれらの部分休業につきまして、減額することと明記したものでございます。

さらに、39ページ、下から6行目からは、法律等の一部改正に伴いまして、介護休暇の3回までの部分取得と、介護時間が新設されましたことから、これらの休暇の承認を受けて勤務をしない場合、給与を減額して支給すると定めるものでございます。

次に、議案書についてご説明いたしますので、恐れ入りますが、議案書の66ページをお開きください。こちらは制定文となりまして、次の67、68ページが改正文でございます。内容につきましては、先ほど新旧対照表でご説明いたしましたとおりでございます。

また、施行期日につきましては、68ページの一番下、この条例は、平成29年4月1日から施行するというものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（大谷好一君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

質疑ありませんか。

大武委員。

○委員（大武真一君） 1点だけお伺いしたいと思います。

これで対象範囲が若干広がったのですけれども、何人くらい栃木市の場合はこれで適用される人が拡大されるのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（大谷好一君） 高橋水道業務課長。

○水道業務課長（高橋礼子君） 現在のところ、これらの部分休業を取得している方は、栃木市全体ですと、部分休業が9名取得しております。企業会計、水道事業のほうは、そのうち取得している方はゼロでございます。また、拡大したということではありますが、今のところ該当の予定はありません。

以上です。

○委員長（大谷好一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第33号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（大谷好一君） 次に、日程第2、議案第41号 市道路線の認定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

安生土木管理課長。

○土木管理課長（安生光宏君） おはようございます。土木管理課でございます。

それでは、ただいまご上程をいただきました議案第41号 市道路線の認定についてご説明いたします。議案書は90ページ、議案説明書はその2の63ページでございます。

初めに、議案説明書その2の63ページをお開きください。市道路線の認定についてであります。提案理由でございますが、栃木地域内の栃木県が施行する県道整備事業により、旧道区間として移管予定の道路、開発行為により帰属された道路、千塚町上川原産業団地造成事業により帰属予定の道路、大平地域内の開発行為により帰属された道路、藤岡地域の国が施行する巴波川堤防天端拡幅事業により整備予定の道路、都賀地域及び西方地域の（仮称）都賀西方スマートインターチェンジ整備事業により整備予定の道路及び岩舟地域の開発行為により帰属された道路について、道路法第8条第1項の規定に基づき市道として認定するため、同条第2項の規定に基づき議会の議決を求めらるるものであります。

参照条文につきましては、省略させていただきます。

続きまして、64ページ、市道路線の認定の位置図であります。市道11413号線につきましては、現在平柳町2丁目から今泉町1丁目において、栃木県が施行中であり、都市計画道路小山栃木都賀線の大宮工区、この大宮工区というのは、平柳町2丁目のヨークベニマルの交差点があると思うのですが、あれから南へ南下しまして、今泉の農協倉庫のところを通りまして、市のほうで今計画しております今泉川線までの区間、約1,300メートルの道路整備事業に伴いまして、平成26年3月11日に栃木県知事と取り交わしました事業実施に伴って生ずる旧道区間の引き継ぎに関する覚書

に基づき、整備完了後に現在の県道を旧道として移管を受けることになります。

今回認定する箇所は、平柳町1丁目から昭和町の県道宇都宮亀和田栃木線の一部区間について、市道の認定を行うもので、延長535メートルであります。この場所につきましては、位置図にありますように、平柳1丁目というのは環状線のインテリアのところの角です。それから南に下がりますように、新栃木に入っていく新栃木停車場線、この間の区間です。これが535メートルでございます。

なお、本路線が市道に移管される時期につきましては、小山栃木都賀線の、先ほど申し上げました大宮工区の工事完了後になりますので、今しばらく時間がかかります。

続きまして、65ページの市道12323号線につきましては、今泉町1丁目から大光寺町において、栃木県が施行する県道栃木二宮線バイパス大宮工区、これにつきましては、65ページの図、ちょっと見づらいのですが、先ほどお話ししました今泉泉川線ですか、ちょっとここに図示されていないのですが、この図の真ん中あたりに県道栃木二宮線という囲ったやつがあると思います。それと、その下に縦に市道の1039号線と書いてあるところがあると思うのですが、そのちょうど真ん中あたりをずっと東に向かって、右に向かってずっと、もとの道路があるわけなのですけれども、この部分にできるのが今回の二宮線のバイパスということになります。この大宮工区、これが約3,600メートルございます。これが今泉町から大光寺の新大光寺橋までの区間ですが、3,600メートルございます。この整備事業に伴いまして、整備完了後に現在の二宮線の一部区間を旧道として移管を受けるということで市道の認定を行うものでございます。

今回は、1段階目としまして、今泉町1丁目の都市計画道路小山栃木都賀線から寄居町の国府南小学校南の県道小山都賀線までの延長2,618メートルを認定したいというものでございます。この図面で黒く塗った場所がそういうことであります。北から来ているこの小山栃木都賀線のところから東に向かいます、小山都賀線、国府南小学校のところまでです。ここにおきましても、この路線につきましても、市道に移管される時期につきましては、ただいま申し上げました県道の栃木二宮線バイパス、この大宮工区の工事完了後になりますので、今しばらく時間がかかります。

続きまして、次の66ページをお開きください。市道13474号線につきましては、大宮町において開発行為に伴う法定外公共物の道路、水路のつけかえや土地の寄附が行われたことに伴い、市道と市道を接続する道路を認定するもので、延長455メートルでございます。

続きまして、67ページのこの位置図に記載しました6路線ですが、平柳町3丁目におきまして、開発行為により設置された道路であります。市道と市道を接続する道路を認定するもので、市道13475号線につきましては、延長155メートル、市道13476号線につきましては、延長70メートル、市道13477号線につきましては、延長79メートル、市道13478号線につきましては、延長54メートル、市道13479号線につきましては、延長104メートル、最後に、市道13480号線につきましては、延長88メートルでございます。

続きまして、次のページ、68ページをお開きください。位置図に記載しました2路線は、大塚町

において開発行為により設置された道路であり、市道と市道を接続する道路を認定するもので、市道の13481号線につきましては、延長47メートル、市道13482号線につきましては、延長107メートルでございます。

続きまして、69ページの市道14373号線につきましては、市道路線認定位置図に実線で示しており、千塚町において千塚町上川原産業団地造成事業により整備されている公園周りの道路で、事業完了後に帰属される道路であるため認定を行うもので、延長が176メートルでございます。なお、破線で示した路線は、後ほど市道路線の変更の議案でご説明いたしますが、産業団地造成事業にかかわる市道路線の全体がわかるように参考に記載させていただきました。

続きまして、70ページをお開きください。市道23095号線につきましては、大平町富田地内において開発行為により設置された道路であり、市道と市道を接続する道路を認定するもので、延長149メートルであります。

続きまして、71ページの市道32312号線につきましては、藤岡町部屋から藤岡町緑川において、国が市の要望を受けて巴波川右岸の堤防天端を拡幅して整備する道路であり、工事完了後は市が管理することから、市道の認定を行うもので、延長1,991メートルであります。

続きまして、次のページ、72ページをお開きください。位置図に実線で示しました3路線につきましては、(仮称)都賀西方スマートインターチェンジ整備事業により整備予定の道路について認定するもので、市道42164号線につきましては、都賀町富張地内、市道と市道を接続する道路を認定するもので、延長125メートル。市道42165号線につきましては、都賀町富張地内、市道と市道を接続する道路を認定するもので、延長109メートル。市道52200号線につきましては、西方町元地内、国道293号線からスマートインターチェンジ料金所までの道路を認定するもので、延長が381メートルであります。なお、破線で示した路線は、後ほど市道路線の変更についての議案でご説明いたしますが、(仮称)都賀西方スマートインターチェンジ整備事業にかかわる市道路線の全体がわかるように、参考に記載させていただきました。

続きまして、73ページの市道62277号線につきましては、岩舟町静戸地内の開発行為により設置された市道と市道を接続する道路を認定するもので、延長339メートルであります。

位置図につきましては、以上でございます。

次に、議案書の90ページをお開きください。この表に記載の18路線を市道として認定したいというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長(大谷好一君) 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に対しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありませんか。



大武委員。

○委員（大武真一君） 議案説明書のほうですけれども、63ページですけれども、7つの要件、今回は限っていつているのですけれども、一つ、市道認定に当たって何かこの条件、市道にするに当たって、幅とか、側溝があるとか、舗装してないといけないとか、そんな例えば条件的なものがあるのでしょうか、ちょっとその点。

○委員長（大谷好一君） 安生土木管理課長。

○土木管理課長（安生光宏君） 基本的には条件がございます。それは幅員が4メートル以上、それと側溝などの構造物があるものというようなことがあるのですが、そればかりでは、やはり市道として認定するには不適切な場合もございます。そういうものにつきましては、今回も認定をさせていただくようなことになったものもございます。

以上です。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 市道に認定する、例えば県道から市道に、何か普通のあぜ道のようなところも認定されているようですけれども、まず県道から市道に変えるに当たってのメリット、デメリットがあればお伺いしたいと思います。

○委員長（大谷好一君） 安生土木管理課長。

○土木管理課長（安生光宏君） 県道を市道にということのメリットとしては、やはり県が今まで管理していたものですので、それなりのやはり道路ではないかというようなものが、今度、これは県道を市のほうにおろすということにつきまして、これは元の建設省ですか、現在の国交省の道路局長の通達でこのようなことがあります。県道が道路の改築などの工事にあわせて、工事着手前に関係地方公共団体と調整の上、旧道区間の処理方針を決定して、旧道区間が廃止される前に、必要に応じ他の道路として路線の認定についての決定を行わせるよう措置することという通達がございます。これに基づいて今回も市のほうの認定をしているわけなのですが、やはり市としましても、これは必要だという、必要な路線だということといただくということになると思います。

以上です。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） わかりました。

議案説明書その2の64ページですけれども、これは東京インテリアからヤオハンアイムのところの、これは538メートルですか、これ次々に、ほんのちょっとですけれども、これだけして、その前後がまだあるのですけれども、これはそのまま県道ということでやるわけですね。工事期間がこっち側に出ているから、その前にこの区間だけというのが、これちょっと理解不能なのです。こんなところだけちょこっとやって、でき上がったら、全部該当するところをやってかないかという感じが面倒くさくて、するのですけれども、その辺はどういう考え方になっているのでしょうか。

○委員長（大谷好一君） 安生土木管理課長。

○土木管理課長（安生光宏君） 今おっしゃるとおりだと思います。それで、このもともとの県道ですか、これは宇都宮亀和田栃木線ということで、小倉橋のところから、栃木市に關しましては。都賀を通過して栃木の万町交番までというのがこの路線になります、もともとの。

先ほど委員からご指摘いただきましたように、そこだけかいということではなくて、実際これまでに、先ほど言いました西方町のほうの金崎の停車場線というのがございます。そこから都賀の家中、国谷家中線ですか、家中停車場線というのがあるのですが、ちょうど今インターの南の通りのところが、今言った国谷家中停車場線というものになりますが、それから北につきましては、市道にも認定して供用開始しております。ですから市のほうに移管されております。

それから、都賀町の足銀がある交差点がありますよね、足銀はちょっと西側に入っていますが。あそこの交差点までの間は現在も県道という形になっていますが、今の足銀の交差点から栃木市の平柳1丁目、今回市道の認定をしたいという東京インテリアのところまでです。そこまでにつきましては、既に市道の認定はされております。今回はその下の部分を認定していきたいと、それで実際その、先ほど言いましたように大宮工区の工事などが終了しましたらば、今度市道のほうの移管というのですか、全体を今度いただくような形になっていくことになります。ですので、その部分だけを認定ということではなくて、全体、ずっと北から一貫してそういう形をとっております。

以上です。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） わかりました。工事の新しい道ができ次第、大体フェーズを合わせた中でやっていくということですよ。今回これできるので、何年かかかるけれども、ちょっとやっておかないといけないと、わかりました。

○委員長（大谷好一君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 今西方の話が出ましたが、バイパス道ができると、今までの県道が市のほうに移管されると、そうすると県道を直した場合に、県のほうは県の工区だけをやりまして、市道に認定されたほうと、片方はもとの道路のままでいるという状況が起きてきたりします。あるいは県道に認定されたところだけなので、そこを今度は県のほうにお願いをして直さなければならぬ。では、もし何とというか、こういう移管をされるときには、きれいにして移管をされるか、そういうやり方とか、そういうのはありませんか。

○委員長（大谷好一君） 安生土木管理課長。

○土木管理課長（安生光宏君） まさにそれは市のほうもそのとおりで思っています。ですから、この覚書を結ぶときに、一応現有有姿というのですか、現在のままの形で交換とか引き継ぎとかというような形が原則なのですから、その覚書を結ぶ時点で、やはり少しぐらいは補修をしてく

れということで、側溝とか舗装のこういうところを直してくれということは、担当レベルで現場のほう立ち会いまして、お願いしているような状況でございます。

○委員長（大谷好一君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） まさにそのようにお願いをしたいと要望いたします。合戦場工区が県道から見て非常にきれいになりましたけれども、金崎の駅へ入るところから都賀町までの部分であるとか、市道である部分は、残念ながら非常に県道の整備に追いついていないというところがあるので、もし今の申し合わせとか、何とかお願いをできるような形で、今後ともお願いをしたいと思えます。

以上です。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 66ページをちょっと見ていただきたい、この路線なのですけれども、今の安生課長の話によりますと、開発行為ということのようのですけれども、4メートルとか側溝とか全くない、これ2メートル、私いつも歩くところなのです、かなり。うちの会社の駐車場も隣接している。これくれてしまってというか、狭いので、どうぞ使ってくださいということで、広くしているのです、勝手に。それがずっとあるのだけれども、これ開発と今おっしゃいましたけれども、どこも開発のような感じは全くないのですけれども、開発ですか、この市道、こんな小さい道をやるのですか。

○委員長（大谷好一君） 安生土木管理課長。

○土木管理課長（安生光宏君） 開発とは、ここに沿線の方が自宅をつくるということで、その開発行為をしたということで、そういうことの中で、ここにつきましては、もともとの公図にあった赤道の位置と現在の道路の位置が全然違う場所にありました。それを、その開発行為、はっきり言って個人の敷地の中にもとの道路が入っていました。それで外に現在の道路があります。そういうものを、その開発行為に伴いまして交換をさせていただきました。

そういうことで、現在の道路が市の正式な今度所有になりました。そういうことがありまして、その中でこの道路というのは、平川駅とこの県道宇都宮栃木線を結ぶ、地元の方としては有利な本当に道路だと思われるのです。現在のままですとそういうことですが、今後そういうことでやはり市道への認定をしておかないと、少しでも拡幅とかということではできていかないわけです。そういうことの中でどうしてもここは必要だと、先ほど言ったように、この道は大変もともと問題のあった場所です。

そういうもともとの道路の敷地が食われてしまっていたというようなことで、やっとその辺が解決したような場所ですので、この機会に市道という形での認定を正式にしておかないと、栃木市として財産をやはり管理する上で、やはりどうしても困るということで認定をさせていただきたいということで考えております。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 今確かにおっしゃるように1軒だけつくっているのです。今それをおっしゃったと思うのだけれども、それ以外は昔つくったやつがいっぱい、開発行為は。もう何十年も前につくったようなやつがずっとあります。今1軒だけつくっています。あの家のことを具体的にはおっしゃったということの理解でよろしいのでしょうか、そのためにきれいにしましたということでもよろしいのでしょうか。

○委員長（大谷好一君） 安生土木管理課長。

○土木管理課長（安生光宏君） 1軒のためにつくったというか、その1軒が、先ほど申し上げたようなことであつたものですから、それで新しい、もともとの道が正式な道になったということでございます。

○委員長（大谷好一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第41号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（大谷好一君） 次に、日程第3、議案第42号 市道路線の変更についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

安生土木管理課長。

○土木管理課長（安生光宏君） それでは、続きまして、ただいまご上程をいただきました議案第42号 市道路線の変更についてご説明いたします。議案書は92ページ、議案説明書はその2の75ページでございます。

初めに、議案説明書その2の75ページをお開きください。市道路線の変更についてであります。

提案理由でございますが、都賀地域及び西方地域の（仮称）都賀西方スマートインターチェンジ整備事業によりつけかえして整備予定の道路、栃木地域内の開発区域内に編入されつけかえして整備された道路、千塚町上川原産業団地造成事業により区域内に編入されつけかえして帰属予定の道路、大平地域内の道路改良事業により整備された道路及び藤岡地域の国が施行する巴波川堤防天端拡幅事業により整備予定の道路につきまして、道路法第10条第2項の規定に基づき市道路線の変更をするため、同条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

参照条文につきましては、省略させていただきます。

続きまして、77ページ、市道路線の変更、路線の一覧であります。平成28年度から市道の再編に伴いまして、新しい市道路線名になりましたので、旧路線名を併記しました一覧表を参考に添付しましたので、参考にごらんください。

続きまして、78、79ページをごらんください。市道路線の変更位置図でございますが、変更前が左のページ、変更後が右のページになっており、これから後のページにつきましても同様でありますので、ご承知おき願いたいと思います。

位置図に実線で示しました2路線につきましては、都賀町富張地内及び西方町元地内において、（仮称）都賀西方スマートインターチェンジ整備事業により道路が整備されるため、終点を変更するものであります。右のページの変更後の位置図のとおり、市道2027号線につきましては、終点を整備される道路形状に合わせて東に変更するもので、市道53111号線につきましては、終点をスマートインターチェンジの料金所の手前とするものでございます。

続きまして、80、81ページの市道13445号線につきましては、平柳町3丁目地内において開発行為により道路がつけかえられたことに伴い、右のページの変更後の位置図のとおり、起点を開発により帰属された道路に変更するものでございます。

続きまして、82、83ページ、千塚町の千塚町上川原産業団地造成事業において整備されている3路線の道路につきましては、事業完了後に帰属される道路であるため、路線の変更を行うものでございます。

右のページの変更後の位置図のとおり、市道14111号線につきましては、道路整備により幅員12メートルの幹線道路となり、産業団地内を周回する路線であるため、終点を変更するものでございます。

市道14116号線につきましては、道路整備により産業団地内は幅員6メートル道路となり、産業団地内の西側を周回する路線となるため、終点を変更するものでございます。

市道14126号線につきましては、道路整備により、産業団地内は幅員9メートル道路となり、産業団地南側に設置される調整池までの路線となるため、終点を変更するものでございます。

続きまして、84、85ページをお開きください。市道21196号線につきましては、大平町真弓地内において、道路改良工事により整備された道路であり、右のページの変更後の位置図のとおり、終

点を県道蛭沼川連線に変更するものでございます。

続きまして、86、87ページでございます。大平町下皆川及び富田地内の2路線につきましては、JR両毛線の踏切拡幅工事に伴い道路の形状が変わるために、市道路線の起点及び終点の変更を行うものであります。右ページの変更後の位置図のとおり、市道23050号線は、起点を踏切の南側に変更し、市道23051号線は、終点を踏切の北側に変更するものであります。

続きまして、88、89ページをお開きください。市道32084号線につきましては、藤岡町緑川及び大平町伯仲地内において、国が市の要望を受けて、巴波川右岸の堤防天端の拡幅工事を実施する道路であり、工事完了後は市が管理するということから、市道路線の変更を行うものであります。右ページの変更後の位置図のとおり、終点を緑川橋上流から大平町伯仲地内の照明橋に変更するものでございます。

続きまして、90、91ページの市道32225号線につきましては、先ほどの路線と同様に、堤防天端の拡幅工事に伴うものであります。右のページの変更後の位置図のとおり、起点を巴波橋から市道32312号線との交差点に変更するものであります。

路線変更前後の位置図につきましては、以上でございます。

次に、議案書の92ページをお開きください。この表に記載の11路線の市道路線を変更したいというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（大谷好一君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

質疑ありませんか。

大武委員。

○委員（大武真一君） 確認ですけれども、新しく変更するのですけれども、このタイミングというか、でき上がった時点ということだろうと思うのですけれども、その辺の規定というのは、今ちょっと説明がなかったような気がしたのですけれども、どうなのでしょう。

○委員長（大谷好一君） 安生土木管理課長。

○土木管理課長（安生光宏君） 今回は変更ということですので、実際もうできているものにつきましては、そのまま供用開始という形になります。ただ、これからつくるがために、整備するがために、インターのところなんか、変更ですから、ある程度はできているものが多いわけなのですけれども、終点が伸びたり、先ほどのインターの料金所へ行くまでのところというのはまだできていないです。そういうものができた段階で、やはりそれは供用開始ということになります。

以上です。

○委員長（大谷好一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第42号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（大谷好一君） 次に、日程第4、議案第43号 財産の交換についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

國保市街地整備課長。

○市街地整備課長（國保能克君） ただいまご上程いただきました議案第43号 財産の交換についてをご説明申し上げます。議案書は94ページになります。また、議案説明書はその2の92ページになります。

最初に、議案内容の詳細についてご説明いたしますので、議案説明書その2の92ページをごらんください。議案第43号 財産の交換について、この議案の提案理由ですが、中心市街地のまちづくりを推進し、さらなる魅力と交流の場を創出するため、子育て支援施設、子供の遊び場整備事業用地として、栃木市大平町川連及び牛久地内の土地を供し、栃木市祝町地内の土地及び建物を交換により取得することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。参照条文については、ご説明を省略させていただきます。

次に、93ページをごらんください。交換に供する財産、土地でございますが、所在地、栃木市大平町川連字牛久塚420番の1。地目、宅地。地籍、2,926.14平方メートル外7筆の土地でございます。合計面積、1万2,276.46平方メートルでございます。

下段の案内図をごらんください。交換に供する対象の土地は、図面の中で白く色づけいたしました箇所になります。この対象土地は、現在とちぎメディカルセンターしもつがの病院敷地の一部として使用されている土地でございます。

次に、94ページをごらんください。交換により取得する財産、土地でございますが、所在地、栃

木市祝町字東下毛田371番の1。地目、宅地。地籍、226.16平方メートル外6筆の土地でございます。合計面積5,589.09平方メートルでございます。

次に、交換により取得する財産、建物でございますが、所在地、栃木市祝町字東下毛田381番地及び382番地。種類、病院。面積、3,567.60平方メートルの建物でございます。

下段の案内図をごらんください。交換により取得する対象の土地は、図面の中で薄く色づけいたしました3カ所の土地になります。また、交換により取得する対象の建物は、図面の中で3カ所の土地のうち一番大きな正方形に近い土地の中に建っておりますかぎ型の建物になります。この対象土地と建物については、旧下都賀総合病院北病棟及び駐車場となっておりました跡地でございます。

次に、95ページをごらんください。位置図でございますが、今回の対象となる交換に供する財産及び交換により取得する財産の位置関係を表示しております。

恐れ入りますが、議案書のほうをごらんいただきたいと思っておりますので、議案書の94ページをお開きください。議案第43号 財産の交換につきまして、議案説明書と一部重複いたしますが、中心市街地のまちづくりを推進し、さらなる魅力と交流の場を創出するため、子育て支援施設、子供の遊び場整備事業用地として、次の財産を交換することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、交換に供する財産及び、2、交換により取得する財産につきましては、先ほど議案説明書でご説明いたしましたとおりでございます。3、交換の方法につきましては、等価交換によるものでございます。

次のページになりますが、4、交換の相手方につきましては、栃木市境町27番21号、一般財団法人とちぎメディカルセンター代表理事、理事長、麻生利正でございます。

以上で議案の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（大谷好一君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありませんか。

大武委員。

○委員（大武真一君） 何点か質疑したいと思っておりますけれども、まずは基本的に、ここ等価交換で栃木市が購入したいというのは、こども館をつくりたいというのが目的であろうと思うのですが、こども館というのは栃木市内たくさん、五、六カ所あるのでしょうか、そういうこども館とここにつくるものとの差というか、違いというか、つくらなくてはいけないという、ここを購入してやりたいという必要性等について少しお伺いしたいと思います。

○委員長（大谷好一君） 國保市街地整備課長。

○市街地整備課長（國保能克君） 詳細については、こども未来部のご回答になるかもしれませんけ



れども、一応市内にあります児童館につきましては、小学校前、入園児とか小さなお子様が親御様と遊ぶようなイメージです。遊具につきましては、遊具というか、おもちゃを少し大きくしたような形かと思います。そのような中で親子の触れ合いとか、あとは専門職員の方がついて、育児等についてのいろいろアドバイスをするというのが児童館の役割かというふうに思っております。

今回子供の遊び場としてつくろうと考えておりますのは、他の市町村ですと、例えば足利、または小山市等に、約2,000平米の子供遊具施設が、一般の民間施設の中に今入って運営しているような状態でございます。今回栃木市の場合は、底地を市が取得することによって、市の財産の中につくるわけでございますけれども、一つには全天候、要するに、雨等に影響受けない中でお子さん方に元気に遊んでいただけるような施設をつくっていききたいと、そういう役割分担の中で子供の遊び場をつくっていききたいというふうに考えてございます。

今回の子供の遊び場をつくるに当たりましては、やはり市民の子育て世代の男性の方からもご意見等いただいております、やはり3年ほど前になりますが、この男性の方は大宮町の男性の方でございました。子供さんを遊びに行かせるのに、やはり夏では遊具施設がかなりの高温になっていて、お子さんが公園で遊ぶこともできない。ついては、大田原の遊び場まで2時間かけて子供を連れていったというようなコメントをいただいております。そのようなことも踏まえまして、やはり子育て世代の方には、こういう遊び場が必要とされてるのではないかというふうに考えているところでございます。そのためにつくっていききたいというふうに思っているところでございます。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 等価交換について伺いたいと思うのですけれども、全くの等価ではなかったと思うのですけれども、下都賀病院の精神病院跡地ですけれども、ここが3,720坪、新しい病院のとちぎメディカルセンターが1,693坪と、建物が下都賀病院のはついていますけれども、坪当たりの単価とか、あるいはおのおの、それから建物の評価とかについて、等価であるということでありますので、ちょっとそれ確認したい。等価であるということ、大体等価であればいいと思うのですけれども、確認したいと思います。

○委員長（大谷好一君） 國保市街地整備課長。

○市街地整備課長（國保能克君） お答え申し上げます。

数字がちょっと大きいのでゆっくり申し上げます。まず、古い病院、旧下都賀病院の跡地のほうの鑑定について申し上げます。全体の鑑定価格が1億3,400万円でございます。そのうち土地価格については1億6,500万円を鑑定いたしました。使おうとしている建物がございまして、建物の価値については1,700万円を鑑定いたしました。あわせて1つを解体しようとしておりますので、建物の取り壊し費用を4,800万円で見積もりました。合計1億3,400万円でございます。

また、新メディカルセンターの病院用地につきましては、全体で1億2,993万266円を見積もりました。これにつきましてはの内訳でございますが、土地を取得したときの価格が1億1,853万3,566円

でございます。これに測量費等317万9,960円足すことの埋蔵文化財の調査費192万5,700円足すことの造成工事費947万1,000円を全て網羅しましたので、合わせて1億2,993万266円となりました。市の申し込みをしたときの金額が、この1億2,993万266円で札入れをしたという形でございます。

以上でございます。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） わかりました。ほとんどイコールということですが、一つ私気になるのは、建物が2つ精神病棟あって、昭和48年新築のものと平成3年増築のもの2つからなりますが、昭和48年新築のものというのは、ちょっとわからないのですけれども、この94ページの正方形の敷地の奥の建物だと思うのですけれども、手前に左側にできているのが増築だと思うのですけれども、私の認識はそれでよろしいでしょうか。

○委員長（大谷好一君） 國保市街地整備課長。

○市街地整備課長（國保能克君） 大武委員のおっしゃるとおりでございまして、そのかぎ型の奥側の建物が昭和48年新築でございます。手前の道路側に建っている新しい建物が、平成3年の増築ものでございます。

以上です。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） そうしますと、昭和48年のやつは壊して、解体して、活用するのは、左側面の平成3年の増築のものというふうな理解でよろしいでしょうか。

○委員長（大谷好一君） 國保市街地整備課長。

○市街地整備課長（國保能克君） おっしゃるとおりでございます。昭和48年のものを取り壊したいというふうに思っております。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） そうしますと、この平成3年につくったこちらのやつですけれども、それを活用してやるということについて、耐震構造等は大丈夫なのでしょうかとこの質疑なのですけれども、チェックはされているのかお伺いしたいと思います。

○委員長（大谷好一君） 國保市街地整備課長。

○市街地整備課長（國保能克君） 築造年が平成3年ということでございますので、昭和57年の建築基準法の改正に伴う耐震基準に基づいて設計されているということでございます。追加になりますけれども、平成29年度予算が成立させていただければ、平成29年度には、再度建物調査について詳細にチェックしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○委員長（大谷好一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第43号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（大谷好一君） 次に、日程第5、議案第46号 指定管理者の指定期間の変更についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

大野住宅課長。

○住宅課長（大野和久君） ただいまご上程いただきました議案第46号 指定管理者の指定期間の変更につきましてご説明させていただきます。議案書は98ページ、議案説明書その2も98ページであります。

初めに、議案説明書その2、98ページをごらんください。提案理由であります、平成25年第5回栃木市議会定例会において、議案第162号として議決を得た指定管理者の指定について、片柳市営住宅の用途廃止に伴い、内容の一部に変更が生じるので、議会の議決を求めるというものであります。

次の変更の概要についてであります、本市では市営住宅と特定公共賃貸住宅、合わせて19施設の指定管理者として、99ページに記載されております共同事業体栃木市公営住宅管理センターを指定し、指定期間を平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年としたところであります、片柳市営住宅については、指定期間を平成29年3月31日限りとしたいというものであります。

参照条文については省略させていただきます。

それでは、恐れ入りますが、議案書98ページをお開きください。指定管理者の指定期間の変更の内容につきましては、指定期間を平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（片柳市営住宅にあつては平成26年4月1日から平成29年3月31日まで）とすることとあります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（大谷好一君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありませんか。

大武委員。

○委員（大武真一君） ちょっと確認をさせていただきたいと思うのですが、今月の3月31日で片柳市営住宅は廃止と、形上は。実際はもう入っていないです。そういう中でちょっと確認しておきたいのですが、市営住宅に入っていた方が民間のほうに何人か出られたと思うのです。高くなったと思うのです、民間に出られるということは、家賃が。その辺については市は面倒を見ているのか、個人の負担になっているのか、ちょっと確認させてください。

○委員長（大谷好一君） 大野住宅課長。

○住宅課長（大野和久君） 片柳市営住宅については、もう既にご承知のとおり、平成27年9月関東・東北豪雨の水害によりまして、現在まで休止となっております。入居されていた方が当時39世帯66名いらっしゃったわけですが、そのうち民間のアパートに移られた方が5世帯8人です。これらの方につきましては、移転の補償としてお金をお支払いしております。一番多かったのは、市営住宅へ入居された方が28世帯53名いたわけですが、市営住宅に移転された方も一定の補償はしましたけれども、民間アパートに移った5世帯の方については、家賃、向こう4年間の増額が見込まれる分として、これは補償しております。ただし、これは災害被災者に対する補償というのではなく、もともとこの片柳市営住宅については、近い将来雨水排水計画の計画予定地となっておりますので、その下水道事業の補償という形でお支払いしたというものであります。

以上です。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 片柳の市営住宅は、もともと低所得者用というふうに私は理解しているのですが、あそこがなくなることによって、そういう方々がちょっと困ったとか、安いところはもうないよねとかいう話になると、ちょっと問題だと思うのですが、その辺の市の考え方というのはあるのでしょうか。

○委員長（大谷好一君） 大野住宅課長。

○住宅課長（大野和久君） この市営住宅の数につきましては、正直なところ適正値がどのくらいというのは把握しておりませんが、県内の状況を見ますと、宇都宮市が3,300戸を超えています。足利市も2,100戸を超えています。自治体の住宅事情にもよるのですが、佐野市が1,450戸、日光市でも1,500戸ありますけれども、栃木市では片柳を含めて934戸となっております。片柳の96戸、今回減りますので、合わせて838戸ということになりまして、隣の小山市が800戸ですから、小山市とほぼ同等となるわけです。

確かにおっしゃるとおり、低所得者が入居できる市営住宅というのが徐々に減っているという状

況にありますので、先日の一般質問において、市のほうから入野議員の質問に対してご答弁させていただきましたように、今後はやはり市営住宅を新設するというのは非常に難しい財政状況にありますので、市内にたくさんあります空き家とか民間のアパート、こういうようなものを市営住宅の代用として使うという、そういう新たな計画を今後考えていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 指定管理料についてお伺いしたいと思うのですが、2年ほど短くなるということで、これも毎年、毎年指定管理料は払うということでやっておられると思うのですが、廃止になったということで、もう払わないということの理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（大谷好一君） 大野住宅課長。

○住宅課長（大野和久君） ご指摘のとおりで、今度19施設のうち1つ、片柳市営住宅分が減りますので、その分は減額して支払うということになっております。

以上です。

○委員長（大谷好一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ないようでありますので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第46号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（大谷好一君） 次に、日程第6、議案第10号 平成28年度栃木市一般会計補正予算（第5号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいても結構であります。

田中道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（田中良一君） ただいまご上程いただきました議案第10号 平成28年度栃木市一般会計補正予算（第5号）のうち所管関係部分につきましてご説明いたします。

まず、歳出からご説明いたしますので、94、95ページをお開きください。6款1項5目農地費についてご説明いたします。補正額は3,050万7,000円の減額であります。右の説明欄をごらんください。1行目の農業集落排水特別会計繰出金につきましては、農業集落排水特別会計において、職員人件費や建設事業費の減額に伴い、一般会計繰入金を減額補正することから、これにあわせて減額するものであります。

続きまして、100、101ページをお開きください。8款1項1目土木総務費についてご説明いたします。補正額は1,053万2,000円の減額であります。右の説明欄をごらんください。1行目の職員人件費の補正につきましては、職員課所管となりますが、給与及び共済費の決算見込み額を精査したことによりまして、不用額が生じることが見込まれるため、減額補正するものであります。

以下、職員課所管の職員人件費につきましては、同様の理由により補正するものでありますので、説明を省略させていただきます。

次のスマートインターチェンジ事業費につきましては、ネクスコ東日本との基本協定、工事細目協定の締結により、9月補正にて特定財源として社会資本整備総合交付金を見込んだ予算に組み替えたところでありますが、その後具体的な事業内容、事業費及び市の負担額が確定したことから減額するものであります。

続きまして、2目建築指導費についてご説明いたします。補正額は1,675万6,000円の減額であります。右の説明欄をごらんください。建築確認台帳等電子化事業費につきましては、建築確認台帳等電子化事業費委託費の印刷執行残を減額するものであります。

続きまして、102、103ページをお開きください。2項1目道路橋りょう総務費についてご説明いたします。補正額は300万円の減額であります。右の説明欄をごらんください。1行目の道路台帳整備委託費につきましては、道路台帳補正業務委託の入札執行残の減額が主なものであります。

続きまして、2目道路維持費についてご説明いたします。補正額は1,253万1,000円の減額であります。右の説明欄をごらんください。1行目の市道維持管理費につきましては、市内の街灯の電気料金について、LED化の推進や電気料金の値下がりにより、当初の見込みを下回ったため減額するものであります。

次の市道各号線舗装補修事業費の栃木と次の藤岡、次の都賀につきましては、いずれも工事請負費について入札執行残を減額するものであります。

次の道路付属物点検事業費につきましては、道路付属物点検業務及び惣社歩道橋点検修繕設計業務委託の入札執行残を減額するものであります。

続きまして、3目道路新設改良費についてご説明いたします。補正額は1億3,940万5,000円の減

額であります。右の説明欄をごらんください。2事業飛びまして、市道A1号線交通安全施設整備事業費（栃木入舟町）につきましては、通学路の歩道整備に係るものであり、物件調査再算定を行い精査した結果、物件移転等補償金を減額するものであります。

次の市道106号線交通安全施設整備事業費（栃木大宮町）につきましては、通学路の歩道整備に係るものであり、地権者との交渉の結果、当初予定していた用地取得計画を変更したため、用地購入費及び物件移転等補償金を減額するものであります。

次の市道F6号線道路改良事業費（藤岡富吉1区）につきましては、幹線道路の拡幅整備に係るものであり、支障となる電柱の移転補償に不用額が生じたため、物件移転等補償金を減額するものであります。

次の市道F1-98号線道路改良事業費（藤岡大田和西）につきましては、生活道路の拡幅整備に係るものであり、支障となる電柱の移転補償に不用額が生じたため、物件移転等補償金を減額するものであります。

次の市道T②-402号線外道路改良事業費（都賀家中）につきましては、県道大橋家中線の跨線橋整備に伴い、市道の踏切拡幅及び生活道路の拡幅整備に係るものであり、東武鉄道と協議した結果、不用額が生じたため踏切改良実施設計委託料の減額及び国庫補助の要望額に対して内示額が満たなかったため、工事請負費を減額するものであります。

次の市道D23号線道路改良事業費（栃木皆川城内町）につきましては、生活道路の拡幅整備に係るものであり、業務委託の入札により生じた用地測量等業務委託料を減額するものであります。

次の市道N-3159号線側溝整備事業費（西方金崎）につきましては、坂本団地内の排水対策に係るものであり、工事の入札により生じた工事請負費を減額するものであります。

次の市道I299号線道路改良事業費（岩舟静戸）につきましては、生活道路の拡幅整備に係るものであり、地権者との交渉の結果、当初予定していた用地取得計画を変更したため、用地購入費及び物件移転等補償金を減額するものであります。

次の市道I94・134・135号線道路改良事業費（岩舟静）につきましては、生活道路の拡幅整備に係るものであり、地権者との交渉の結果、当初予定していた委託内容を変更したため、用地測量業務委託料を減額するものであります。

次の市道I388号線道路改良事業費（岩舟静）につきましては、幹線市道の拡幅整備に係るものであり、国庫補助の要望額に対し、内示額が満たなかったため、工事請負費を減額するものであります。

次の市道I139号線道路改良事業費（岩舟静）につきましては、幹線市道の拡幅整備に係るものであり、東日本旅客鉄道株式会社と協議した結果、当初予定していました工事計画を変更したため、工事請負費及び物件移転等補償金を減額するものであります。

次の市道F9号線交通安全施設整備事業費（藤岡石川）につきましては、通学路の歩道整備に係

るものであり、工事の入札等により生じた工事請負費の減額及び支障となる電柱の移転補償に不用額が生じたため、物件移転等補償金を減額するものであります。

次の市道N3160号線道路改良事業費（西方町本城・金崎）につきましては、（仮称）北部健康福祉センターのアクセス道路の整備に係るものであり、業務委託の入札により生じた測量設計等委託料を減額するものであります。

続きまして、4目橋りょう維持費についてご説明いたします。補正額は300万円の減額であります。右の説明欄をごらんください。橋梁長寿命化修繕事業費につきましては、工事請負費について入札執行残を減額するものであります。

続きまして、106、107ページをお開きください。3項2目河川改良費についてご説明いたします。補正額は2,810万円の減額であります。右の説明欄をごらんください。1行目の主要地方道宇都宮亀和田栃木線地域排水整備事業費（都賀合戦場）につきましては、県施行の道路冠水を軽減させるための工事であり、用地の交渉が難航し、当初予定していました工事延長が短くなったため、県の進捗状況にあわせて市の負担金を減額するものであります。

次の藤岡地域都賀地内流末排水路整備事業費につきましては、流末排水計画業務委託を予定しておりましたが、現地の被害軽減を図るため、排水路のしゅんせつを行ったことからその差額を減額するものであります。

続きまして、108、109ページをお開きください。4項2目土地区画整理費についてご説明いたします。補正額は235万8,000円の減額であります。右の説明欄をごらんください。平川地区開発事業費につきましては、土地区画整理事業の設計条件等を整理し、基本計画書等を作成するための業務委託の入札執行残を減額するものであります。

続きまして、3目街路事業費についてご説明いたします。補正額は8,100万円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。1行目の藤岡駅前広場整備事業費につきましては、藤岡駅の駅前広場整備に係るものであり、地権者の交渉の結果、当初予定していた整備計画を変更したため、用地測量等業務委託料、事業用地購入費及び物件移転等補償金を減額するものであります。

次の今泉泉川線道路整備事業費（栃木今泉町1・2丁目・日ノ出町）につきましては、都市計画道路の整備に係るものであり、国庫補助の導入予定のため、全体計画を2工区に見直しを行ったことから、不動産鑑定業務の範囲が少なくなったことにより、不動産鑑定手数料を減額するものであります。

続きまして、4目下水道費についてご説明いたします。補正額は5,868万6,000円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。下水道特別会計繰出金につきましては、下水道特別会計において、公共下水道雨水渠整備事業費及び市債償還利子の減額に伴い、一般会計繰入金を減額補正することから、これにあわせて減額するものであります。

続きまして、歳入の所管関係部分につきましてはご説明いたします。56、57ページをお開きくださ



い。14款2項4目1節道路橋りょう費補助金につきましては、929万5,000円の減額であります。右の説明欄をごらんください。1行目の防災・安全交付金につきましては、平成28年度防災・安全交付金の配分決定額にあわせて減額するものであります。

次の社会資本整備総合交付金(産業や地域の活力と魅力を向上し成長させるための社会資本整備)につきましては、同交付金の配分決定額にあわせて減額するものであります。

次に、2節都市計画費補助金については、4,400万円の減額であります。右の説明欄をごらんください。社会資本整備総合交付金(藤岡駅前広場)につきましては、同交付金の配分決定額にあわせて減額するものであります。

次に、3節住宅費補助金につきましては、1,675万7,000円の減額であります。右の説明欄をごらんください。住宅・建築物安全ストック形成事業社会資本整備総合交付金につきましては、同交付金の配分決定額にあわせて減額するものであります。

62、63ページをお開きください。20款5項4目2節雑入につきましては、3,212万5,000円の増額であります。右の説明欄をごらんください。2行目の道路賠償責任保険料等につきましては、小山市との間で管理協定を結んでいます緑川橋の修繕工事の金額が確定したことにより、小山市からの負担金が減額となるものであります。

○委員長(大谷好一君) 天谷道路河川維持課長。

○道路河川維持課長(天谷和夫君) 続きまして、繰越明許費についてご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の3ページをお開きください。第2条の繰越明許費の追加であります。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費補正によるものであります。

7ページをお開きください。繰越明許費補正(追加)の所管関係部分について、下から1行目の8款土木費であります。まず、1項土木管理費、スマートインターチェンジ整備事業の繰越明許額1,051万6,000円につきましては、ネクスコ東日本との協定締結に時間を要したことから、本年度ネクスコ東日本施行の路線測量及び土質調査の年度内完了を見込めないことから、事業協定負担金を繰り越すものであります。

次のページをごらんください。上から1行目のバリアフリー推進事業であります。繰越明許額733万4,000円につきましては、補助事業者である東武鉄道株式会社が、国との調整に時間を要したことから事業着手が年度末となり、年度内の事業完了が見込めないことから、公共交通バリアフリー施設等整備費補助金を繰り越すものであります。

次の建築指導事業の繰越明許額180万円につきましては、民間木造住宅の耐震建て替え工事について、年度内に事業完了が見込めないことから繰り越しをするものであります。

次の2項道路橋りょう費、市道A1号線交通安全施設整備事業(栃木入舟町)の繰越明許額1,769万6,000円につきましては、用地取得に際し、用地交渉が難航したため、年度内の建物等移転用地取

得が見込めないことから、土地購入費及び物件移転等補償金を繰り越すものであります。

次の市道 F 6 号線道路改良事業（藤岡富吉 1 区）の繰越明許額 4,297 万円につきましては、土地改良区との協議により、出水期を過ぎてからの工事着手となり、必要な工期が確保できず、年度内の工事完了が見込めないことから、工事請負費を繰り越すものであります。

次の市道 O-527 号線歩道整備事業（大平新）の繰越明許額 505 万 6,000 円につきましては、防災・安全交付金の国の 9 月補正の内示後に工事発注を行ったため、必要な工期が確保できず、年度内の工事完了が見込めないことから、工事請負費を繰り越すものであります。

次の市道 107 号線交通安全施設整備事業（本町・城内町 1 丁目）の繰越明許額 900 万円につきましては、用地の取得に際し、用地交渉が難航したため、年度内の工作物移転が見込めないことから、土地購入費及び物件移転等補償金を繰り越すものであります。

次の市道 T①-208 号線道路改良事業（都賀家中）の繰越明許額 715 万円につきましては、用地の取得に際し、用地交渉が難航したため、年度内の工作物移転が見込めないことから、土地購入費及び物件移転等補償金を繰り越すものであります。

次の市道 T②-442 号線外道路改良事業（都賀家中）の繰越明許額 644 万 9,000 円につきましては、用地の取得に際し、用地交渉が難航したため、年度内の工作物移転が見込めないことから、土地購入費及び物件移転等補償金を繰り越すものであります。

次の市道 T②-402 号線外道路改良事業（都賀家中）の繰越明許額 300 万 2,000 円につきましては、用地の取得に際し、用地交渉が難航したため、年度内の工作物移転が見込めないことから、土地購入費及び物件移転等補償金を繰り越すものであります。

次の市道 O-30・O-1 号線道路改良事業（大平下皆川）の繰越明許額 1 億 2,638 万 7,000 円につきましては、第 2 中山踏切道の改良工事を東日本旅客鉄道株式会社に委託し実施しておりますが、委託内容の踏切施設や電気・信号設備など多岐にわたることから、精算に不測の期間を要し、年度内完了が見込めないことから、踏切施設改良委託料を繰り越すものであります。

次の市道 I 388 号線道路改良事業（岩舟静）の繰越明許額 474 万 3,000 円につきましては、用地の取得に際し、用地交渉が難航したため、年度内の建物移転等が見込めないことから、土地購入費及び物件移転等補償金を繰り越すものであります。

次の市道 I 139 号線道路改良事業（岩舟静）の繰越明許額 2,718 万 2,000 円につきましては、J R 両毛線駒場街道踏切拡幅に向け、雨水渠詳細設計を東日本旅客鉄道株式会社に委託し、実施しておりますが、踏切拡幅に伴う必要が生じ、9 月補正で増額し、委託発注を行ったため、必要な工期が確保できず、年度内に委託完了が見込めないことから、設計業務委託料を繰り越すものであります。

次の市道 233 号線（永宮橋）橋りょう整備事業（栃木野中町）であります。繰越明許額 2,628 万円につきましては、仮設道路の借地交渉が難航し、工事着手がおくれたため、年度内の完了が見込めないことから、工事請負費を繰り越すものであります。

次のページをごらんください。上から1行目の市道〇ー430号線（堀ノ内橋）橋りょう整備事業（大平）につきましては、繰越明許額632万5,000円につきましては、県の橋りょう整備工事に係る市の事業請負額であります。支障となる電柱の移転に不測の日数を要したため、県工事の年度内完了が見込めないことから、年度内精算ができないため、県営橋りょう整備事業費負担金を繰り越すものであります。

次の3項河川費、排水路整備事業であります。繰越明許額400万円につきましては、工事搬入路の調整に時間を要したため、年度内の工事完了が見込めないことから、工事請負費を繰り越すものであります。

次の新大平下駅前地区土地区画整理事業の繰越明許額1億6,033万5,000円につきましては、昨年8月に地区全体を一括で仮換地の指定を行い、さらに国の2次補正予算に伴う社会資本整備総合交付金の追加内示を受け、事業推進のため前倒しで建物等移転及び道路築造工事などに着手したことから、年度内の完了が見込めないため、繰り越すものであります。

3事業飛びまして、11款2項公共土木施設災害復旧費、道路橋りょう災害復旧事業（平成27年9月豪雨災害）の繰越明許額1,582万円につきましては関係機関との協議に不測の日数を要し、年度内の工事完了が見込めないことから、工事請負費を繰り越すものであります。

以上で所管関係部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（大谷好一君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

氏家委員。

○委員（氏家 晃君） それでは、109ページ、藤岡駅前広場整備事業費8,000万円の減額補正ということなのですが、交渉が難航しているということで今説明をいただきましたが、繰越明許にもしていないということは、交渉を断念したというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（大谷好一君） 田中道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（田中良一君） ご質問にお答えします。

この事業については、今年度当初国庫補助を導入して、当初業務委託や土地の購入補償、物件移転等を計画しておりましたが、関係権利者といろいろ折衝を図ってきたところでございますが、なかなか合意には至っていないという状況であります。ただこの事業についてはやめるわけではなく

て、引き続き合意形成を図るべく、今年度は補正減をさせていただきますが、来年度については国庫補助はちょっと導入まではいかないまでも、市単独による調査をしていきたいということで、この後の当初予算のほうには計上させていただいておるのですけれども、引き続き関係権利者の合意形成に努めて、事業化については、若干スピードは落ちますが、藤岡、遊水地の玄関口でもあるというようなことで、整備は必要であるという認識は変わりませんので、引き続き取り組んでいきたいというふうに考えております。

○委員長（大谷好一君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） 同じところをちょっと確認したかったところなのですが、では、引き続きもう一点なのですけれども、繰越明許費ですから、8ページのところの土木費のバリアフリー推進事業ということで、国との調整で年度末になるということでありました。平成28年度は東武の栃木駅、内方線をつけていただいたということでもありますので、この繰越明許費なる部分はどこの部分を計画されていたのでしょうか。

○委員長（大谷好一君） 田中道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（田中良一君） ご質問のバリアフリーの関係でございますが、計画については当初予算のとおり、東武栃木駅の内方線つきの点字ブロックを設置するというので、この市の予算上は東武鉄道さんに市が補助をするという事業でございます。その補助するに当たって、では東武鉄道さんのほうでちょっと、いろいろ東武鉄道さんも国との協議が伴うというような中で、若干スケジュールがずれ込んでいるというようなことですので、そのスケジュールにあわせてこの事業を進めていくということで、当初の計画、要するに年度内は完了はかなわないのですけれども、引き続きやっていくという、計画自体は同じ計画でございます。

○委員長（大谷好一君） ほかに質疑はありませんか。

大武委員。

○委員（大武真一君） 9ページの最後の災害復旧費の繰越明許費ですけれども、1,582万円、1年半くらい前のこれは災害だったのですけれども、橋の復旧でおくれて、不測の日数を要するというような説明があったのですけれども、もう少し具体的に、なぜ不測の日数を要しているのかお伺いしたいと思うのです。

○委員長（大谷好一君） 天谷道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（天谷和夫君） お答えします。

災害復旧費の繰り越しでございますが、この繰り越しの事業名に平成27年9月豪雨災害とありますが、実際これは名前、豪雨の名前でありまして、予算は平成28年度の予算でございます。それで、実際柏倉川という川がございまして、そこに県が管理しない橋がかかっておりまして、その橋が、あれだけの災害があったものですから、ちょっと我々が橋を架け替えてくれというような情報を得たのが若干遅くなったものですから、平成27年度ではなくて平成28年度の予算ということで計上い

たしました。そして、速やかに平成28年度内に完了するべきところだったのですが、どうしても県道から入っていく入り口に柏倉に住んでいない、東京にお住まいの地権者がございまして、なかなかそこを利用させてもらえないということで、いろいろな手紙の交渉をしながらやってきたものですから、着手がおくれてしまったということが一つの原因でございます。

あと、河川に伴う橋でございますので、どうしても渇水期に入ってから工事ということで、間もなく完了に近いのですが、年度内完成ができないということで繰り越したものでございます。

以上でございます。

○委員長（大谷好一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ないようですから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第10号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第10号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

（午前10時40分）

---

○委員長（大谷好一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時55分）

---

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（大谷好一君） 次に、日程第7、議案第15号 平成28年度栃木市下水道特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構であります。

益田下水道建設課長。

○下水道建設課長（益田弘之君） ただいまご上程いただきました議案第15号 平成28年度栃木市下水道特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

恐れ入ります補正予算書の31ページをお開きください。平成28年度栃木市の下水道特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものとなります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,868万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億3,436万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。

第2条は、繰越明許費でありまして、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越しして使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」によるものとなります。

第3条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によるものとなります。

次に、34ページをお開きください。第2表、繰越明許費につきましては、公共下水道建設事業でありまして、金額は2億4,500万円でありまして、繰り越しにつきましては、15節の工事請負費であります。幹線、枝線築造工事6件におきまして、他事業との施工調整に不測の日数を要したことにより、年度内の工事完了が見込めないため、繰り越しさせていただくものであります。

次に、第3表、地方債補正（変更）につきましては、事業費の変更に伴いまして、公共下水道事業については、限度額を補正前の9億5,810万円から、補正後は9億1,210万円に変更するものであります。なお、右側に記載されております起債の方法、利率、償還の方法につきましては、いずれも変更はございません。

それでは、歳出からご説明いたしますので、恐れ入ります。226ページ、227ページをお開きください。2款1項1目公共下水道管理費につきましては、2,018万6,000円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。公共下水道施設管理費につきましては、管渠調査業務委託料でありまして、下水道特別会計は、平成30年度に公営企業会計に移行することで準備を進めておりますが、その際に長期的な維持管理計画を策定する必要があります。計画を策定するためには、管渠調査が必要となりますので、今年度の調査を延期したため減額するものであります。

2款1項2目公共下水道建設費につきましては、1億1,050万円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。公共下水道建設事業費につきましては、国庫交付金の減額に伴う事業費の減額補正をするものであります。

その下、公共下水道雨水渠整備事業費につきましては、国庫交付金の減額に伴い、樋管実施設計を翌年度以降に先延ばししたため、事業費を減額補正するものであります。

次に、230ページ、231ページをお開きください。4款1項2目利子につきましては、2,800万円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。公共下水道建設工事費の一部について、明許

繰り越しするため市債償還利子を減額補正するものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、224ページ、225ページをお開きください。3款1項1目下水道費国庫補助金につきましては、5,400万円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。社会資本整備総合交付金及び汚水処理施設整備交付金につきましては、交付額が当初の予算を下回ったため減額するものであります。

次に、4款1項1目一般会計繰入金につきましては、5,868万6,000円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。一般会計繰入金につきましては、歳出の公共下水道建設事業費や市債償還利子が減額となることから、一般会計からの充当分を減額するものであります。

次に、7款1項1目公共下水道債につきましては、4,600万円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。公共下水道建設事業債につきましては、歳出の公共下水道建設事業費の減額に伴い市債が減額になることから、補正減を行うものであります。

以上で下水道特別会計補正予算の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（大谷好一君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

大武委員。

○委員（大武真一君） 227ページの公共下水道施設管理費ですけれども、これ減額になっていますけれども、これは今の説明のとおり、平成30年、来年の4月からの企業会計への移行に基づく準備というふうにお聞きしましたけれども、そのとおりでしょうか。

○委員長（大谷好一君） 益田下水道建設課長。

○下水道建設課長（益田弘之君） 大武委員のおっしゃるとおり、企業会計に移りまして経営戦略というものをつくります。その中で長寿命化、栃木の下水道もいよいよ40年を超えてきました。長寿命化計画というのをつくりまして、それを順に実施していくということになっていきますので、その準備段階として調査が必要になります。ということで、そのときに実施しようということで、今回は補正減をさせていただきました。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 企業会計は、水道会計も企業会計になっているのですけれども、国がこれは

企業会計に下水道もしてくださいという要請だと思うのですが、これは企業会計にするということのメリットというか、デメリットというか、そういうところはどういうことになるのでしょうか。

○委員長（大谷好一君） 寺内下水道業務課長。

○下水道業務課長（寺内国雄君） お答えをいたします。

現在栃木市ももちろんのこと、全国的に人口減ということで相当減っています。それに伴いまして、下水道、水道もそうなのですけれども、使用料収入が減っているという状況があるということ、また先ほど建設課長が申しあげましたように、管が40年たっているところもありまして、大分老朽化しているということで、この更新もしなければならないという状況があります。そういう中で、現在企業会計ではないので、官庁の会計方式ということで単式簿記であります。これが企業会計ということで複式簿記になりました場合に、経営の成績や財務状況などを把握することが、単式簿記より容易になるという状況がございます。そうしまして、それに基づきまして、効率的で効果的な事業実施するための財務状況を把握しまして、PDCAですか、そういうサイクルに基づいてやっていけるということになりまして、端的に言いますと、公営企業会計の適用は、健全な経営を行うための仕組みづくりの第一歩だというふうに理解していただければありがたいと思います。

以上です。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） ありがとうございます。健全な経営に向けての企業会計への移行ということをご説明がありました。現在毎年20億円を超える一般会計繰入金があるわけですが、そういうのがだんだん減らして、水道会計みたいにゼロになると、水道会計もゼロではないと思いますけれども、少し入っていますけれども、ゼロになっていくというふうなことの理解でよろしいのでしょうか、20億円がだんだん減っていくと、企業会計になればということでしょうか。

○委員長（大谷好一君） 寺内下水道業務課長。

○下水道業務課長（寺内国雄君） お答えをいたします。

ただいま大武委員がおっしゃるように、今年度予算22億8,500万円ですか、一般会計の繰り入れが確かにございます。その多くが今まで建設したいろいろな施設の元利償還金がほとんどです。予算書を見ていただければほとんどがそれなのですが、これについては徐々に減っていくのはもちろんなのですが、国のほうの総務省が出している一般会計からの繰り出しの基準というのがございます。その部分については、もちろん入れなければならないということがありまして、徐々に減るのですが、その繰り出し基準に基づきまして、下水道事業の場合はやらせていただくということで、今後も必要額を繰り出していただくということになります。

以上です。

○委員長（大谷好一君） ほかに質疑はありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。  
ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。  
ただいまから議案第15号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認めます。  
したがって、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（大谷好一君） 次に、日程第8、議案第16号 平成28年度栃木市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構であります。

益田下水道建設課長。

○下水道建設課長（益田弘之君） ただいまご上程いただきました議案第16号 平成28年度栃木市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

恐れ入ります。補正予算書の37ページをお願いいたします。平成28年度栃木市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ300万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,935万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

それでは、歳出からご説明いたしますので、242、243ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費についてご説明いたします。右の説明欄をごらんください。職員人件費の補正につきましては、職員課の所管でございますが、給与及び共済費の決算見込み額を精査したことにより、不用額が生じることが見込まれるため、減額補正するものであります。

次に、244ページ、245ページをお開きください。2款1項2目施設建設費についてご説明いたし

ます。右の説明欄をごらんください。建設事業費につきましては、予定していた舗装本復旧工事の延長が当初より少なかったため減額するものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、240ページ、241ページをお開きください。3款1項1目一般会計繰入金につきましては、300万円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。一般会計繰入金につきましては、歳出の職員人件費や建設事業費が減額になることから減額するものであります。

以上で農業集落排水特別会計補正予算の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（大谷好一君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については歳入歳出等一括して審査いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第16号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（大谷好一君） 次に、日程第9、議案第18号 平成28年度栃木市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいても結構であります。

古澤水道建設課長。

○水道建設課長（古澤一豊君） ただいまご上程いただきました議案第18号 平成28年度栃木市水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。補正予算書は267ページ、268ページ、補正予算に関する説明書は271ページから277ページであります。

初めに、補正予算書の267ページをごらんください。今回の補正予算につきましては、寺尾地区簡易水道事業、蛭沼浄水場・甲増圧ポンプ場の災害復旧工事関係の上水道整備事業及び老朽管更新事業のそれぞれの事業費確定により、国からの補助金額及び建設改良費を補正するものであります。

それでは、予算書をごらんください。初めに、第2条、資本的収入及び支出につきましては、下の欄をごらんください。まず、資本的収入ですが、第1款第3項補助金を2億4,867万7,000円減額補正いたしまして、1億9,682万3,000円とするものです。これにつきましては、国からの補助金が確定いたしましたので減額補正するもので、内訳として、寺尾地区簡易水道事業補助金を6,157万3,000円、上水道施設災害復旧補助金を1億6,730万6,000円、生活基盤施設耐震化等補助金を1,979万8,000円と、それぞれ減額補正するものであります。

次に、資本的支出ですが、第1款第1項建設改良費を2億6,900万円減額補正いたしまして、14億6,842万1,000円とするものです。これにつきましても、国からの補助金が確定したため事業費を減額補正するもので、内訳といたしまして、上水道整備事業費の災害復旧工事関係の工事請負費を2億1,500万円、老朽管更新事業費の工事請負費を5,400万円、それぞれ減額いたすものであります。

災害復旧工事関係の工事請負費の減額につきましては、浸水した2台の非常用発電機につきまして、当初は新設で予算を計上しておりましたが、詳細調査により、修繕が可能であることが判明したことにより、その差額を減額補正いたすものであります。

また、老朽管更新事業費の工事請負費につきましては、当初予定していた国からの補助金が削減されたため、減額補正をいたすものであります。

なお、267ページの第2条の説明文は、資本的収入及び資本的支出の額の変更による補填内容の変更を示したものであります。

続きまして、補正予算に関する説明書271ページをごらんください。補正予算に関する説明書につきましては、1の平成28年度栃木市水道事業会計補正予算実施計画、2の平成28年度栃木市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書、3の平成28年度栃木市水道事業予定貸借対照表、4の注記であります。これらにつきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（大谷好一君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

大武委員。

○委員（大武真一君） 275ページの予定貸借対照表なのですが、これ見ますと、かなりの優良企業だという感じがあって、いいのか悪いのか、市民を相手に利益を出すというのは、果たしてどうなのかなというのは若干あるのですが、当期、例えば今年1年間で10億円程度の利益が出ているというふうに、これは10億5,333万1,509円の利益が出る予定ですよということの理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（大谷好一君） 高橋水道業務課長。

○水道業務課長（高橋礼子君） こちら、平成28年度末の予定貸借対照表になります。今年度未処分利益剰余金ということで、委員おっしゃるとおり、10億円の利益が出るということになります。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） そして、その下の37億円の剰余金がトータルであるということからすれば、この水道料金をどういうふうにしていくのかということも含めて、やはりちょっと考えていく必要があるのではないかと思います。水道料金に対して、今の水道料金が適正かどうかということについてどのようにお考えになっているのか、少しもうけ過ぎではないかという気がしないわけではないのですが、いかがでしょうか。

○委員長（大谷好一君） 高橋水道業務課長。

○水道業務課長（高橋礼子君） 貸借対照表のほうでそのような数字が出ているのですが、前のページ、273ページのキャッシュ・フロー計算書のほうをごらんいただきたいと思いますが、こちらは、資金の動きがこちらのキャッシュ・フロー計算書のほうになります。貸借対照表のほうですと、現金を伴わないそういう利益なども含まれておりまして、現金のほうを見させていただきますと、最後の資金期末残高、こちらが実際に現金預金のあるものとなるのですが、こちらが昨年度、平成27年度と平成28年度を比較しますと、4億6,700万円減少しているということになっておりまして、平成26年度に料金の改定をいたしまして、料金、多少値下げをしましたので、少しずつ現金が減っていくという形になりますので、料金のほうは適正な改定だったと認識しております。

○委員長（大谷好一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第18号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎議案第1号の質疑、討論、採決

○委員長（大谷好一君） 次に、日程第10、議案第1号 平成29年度栃木市一般会計予算の所管関係部分を議題といたします。

なお、各会計の予算につきましては、2月13日開催の議員全員協議会並びに3月7日開催の当常任委員会において説明は済んでおりますので、本日の委員会における説明は省略いたします。

これより審議に入ります。

お諮りいたします。審査の順序につきましては、まず、歳出各款ごとの質疑、次に歳入等一括した質疑、最後に討論、表決の順序により進めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

なお、執行部の答弁に際しましては、担当課長のみならず、質疑の内容によりましては、担当部長等にご答弁をいただくこともありますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

まず、歳出各款ごとの質疑に入ります。2款総務費中所管関係部分の質疑に入ります。150ページから153ページ及び162ページから165ページであります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ないようですので、2款の質疑を終了いたします。

4款衛生費中所管関係部分の質疑に入ります。224ページから227ページであります。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ないようですので、4款の質疑を終了いたします。

6 款農林水産業費中所管関係部分の質疑に入ります。244ページから245ページであります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ないようですので、6 款の質疑を終了いたします。

8 款土木費中所管関係部分の質疑に入ります。264ページから297ページであります。

質疑はありませんか

入野委員。

○委員（入野登志子君） 265ページの先ほど補正のところでもありましたけれども、バリアフリーの推進事業費というところで、説明を伺ったときには、パンフレットの印刷代ということで伺いました。5万2,000円なのですけれども、どのような事業になるのでしょうか。

○委員長（大谷好一君） 田中道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（田中良一君） 新年度のバリアフリー推進事業費につきましては、予算額が5万2,000円ということで、うち印刷製本費というのが、バリアフリーマップを約1万部印刷する予定でございます。そのバリアフリーマップにつきましては、栃木駅から新栃木駅周辺地区の、バリアフリーの基本構想でいいますと、重点整備地区という位置づけをしております。その地区周辺のバリアフリーに対応しているような施設、建物であるとか、トイレ、公園等の所在をわかりやすく図面に展開しまして、マップという形で広く周知したいということで考えてございます。その予算でございます。

○委員長（大谷好一君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） バリアフリーのマップで1万部ということなのですが、栃木市の世帯のところに配られるのではなくて、重点地区のところだけですか。

○委員長（大谷好一君） 田中道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（田中良一君） 配布につきましては、個別に配布ということではなくて、その施設とか、観光案内所とか、お客さんが栃木市に見えられたとか、あとは市民の方が多く利用されるような施設に置くような形で周知していきたいと。なおかつ、ホームページのほうでもそのマップを掲載しまして、周知をしていくというようなことで考えております。

○委員長（大谷好一君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 267ページの説明欄の一番下にあるアスベスト関係で質疑をさせていただきます。

アスベスト台帳所有者を特定するというふうに読めるのですが、そのことについて、まずお尋ねいたします。

○委員長（大谷好一君） 長建築課長。

○建築課長（長 智君） 現在市内に存在します建築物のうち、外壁材や内壁材等にアスベストが

使用されているかを特定行政庁として把握する必要から、市に保管されております、これまでの建築確認概要書について、現在紙の状態で作成されている状況です。それらの情報をデータ化することによって、これからのアスベスト対策の指導業務に役立てていこうという、そういう業務でございます。

○委員長（大谷好一君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） この事業は国、もしくは県等の補助金みたいなものはあるのですか。

○委員長（大谷好一君） 長建築課長。

○建築課長（長 智君） おっしゃるとおり国の補助がありまして、10分の10、100%の補助でございます。

以上です。

○委員長（大谷好一君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） そうしますと、これまでアスベストが工事現場から出てきたときに、それについて対応していくということだったろうと思いますが、前もって全部手元にあると、それを今度どういうふうにかかす、やはり待ちの姿勢でやっていくという形になるのでしょうか。

○委員長（大谷好一君） 長建築課長。

○建築課長（長 智君） この事業につきましては、今年度、先ほど申し上げましたとおり、情報のデータベース化、それと図面等のPDF化を図ったところです。来年度で予算を要望しているのは、このデータ化した建築物、その所有者の特定、要するに、過去建築しても今現在あるかどうかもわからない、解体したかもという建物も中にはあるかと、そこら辺現在あるかどうかの確定と、所有者の確定を来年度予定しております。再来年度はそれに基づいて、では、実際にアスベストがあるかどうかを聞き取り調査なりして、それで確定したいと考えております。

以上です。

○委員長（大谷好一君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） そうしますと、そのアスベストを使っている建築物の建て主には当然聞き取りをするわけですから、市内のそのアスベストを使っている建物の業者さん、あるいは県外にもなるかもしれませんが、その方たちは、うちの建物はアスベストがあるのだなということが全員とわかりますか、限りなく100%に近くわかると、そういうことになるわけですか。

○委員長（大谷好一君） 長建築課長。

○建築課長（長 智君） 先ほど申し上げましたとおり、再来年度、そのアスベストの確定作業を行いたいと考えているのですけれども、所有者、または使用者に対して、通知なり確認して、アスベストがあるかどうかを調査をしたいと考えております。

○委員長（大谷好一君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 何件ぐらいあるのかというのは、それを知るために検査するのだという

答えになるかもしれませんが、概数がわかりましたらお願いします。わからなければ結構です。

○委員長（大谷好一君） 長建築課長。

○建築課長（長 智君） 大変申しわけありません。今現在ちょっとそこの把握は、今後把握していきたいと考えております。

○委員長（大谷好一君） ほかに質疑はありませんか。

入野委員。

○委員（入野登志子君） 285ページのシビックコア推進事業で、これ主要事業の中でお話伺いまして、今回業務委託で用地交換に伴う土地利用計画の作成ということで伺いましたので、もう少しちょっと詳しくお伺いしたいと思います。

○委員長（大谷好一君） 松澤都市計画課長。

○参事兼都市計画課長（松澤賢一君） シビックコア推進事業のご質問につきまして答弁させていただきます。

シビックコア自体は、合同庁舎の敷地、建設予定地につきましては市有地でございます。その合同庁舎に入るのは2官署、計画されてございまして、税務署とハローワークが入ることになりますが、その税務署のある敷地、本庁の敷地とハローワークの敷地、神田町にある敷地でございますが、それを等価交換します。その交換に伴いまして、国有財産法とか国有財産措置法にのっとりまして、交換するに際しまして土地利用計画をつくりまして、その計画書を先に財務局の理財局長のほうに提出しまして、その土地利用についての承認をもらった中で等価交換をしていくという段取りになる状況でございます。それに伴いまして、来年度、最終的な等価交換の時期は平成30年の前半という計画なのですが、平成29年度中にその辺を進めまして、平成30年度早々に交換ができるような状況にしたいという中で、その交換用地の利用計画の業務委託を計上させてもらったところでございます。

○委員長（大谷好一君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） わかりました。大まかに広さ的には同じぐらいの広さの部分になっていくのかどうかお伺いいたします。

○委員長（大谷好一君） 松澤都市計画課長。

○参事兼都市計画課長（松澤賢一君） 現在合同庁舎の建設予定地、駅前の市有地の面積が2,900平米を予定しています。税務署の敷地ですが、全部で4筆ございまして、2,183.47平米、神田町のハローワークの敷地が1筆で1,826.11平米の合計5筆の4,009.58平米、交換対象面積は約1.38倍ぐらいで交換をします。

○委員長（大谷好一君） ほかに質疑はありませんか。

大武委員。

○委員（大武真一君） 281ページですけれども、下のほうの河川改修事業費ですけれども、柚井木



川流域排水計画事業ということでありますけれども、その内容について少し詳しくお伺いしたいと思います。

○委員長（大谷好一君） 田中道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（田中良一君） ご質問の柚井木川流域排水計画の実施設計の内容でございますけれども、柚井木川につきましては、ご存じだと思いますが、東西に巴波川と永野川に挟まれた駅南から小山市方向に流れている川でございます。特に駅南の流域約900ヘクタールが流域としてあるわけなのですけれども、その柚井木川流域における雨水排水のスムーズな排水ということと、浸水被害の軽減ということで、この事業を行っているものでございます。来年度については、その実施設計、要は具体的な整備について予定をしております、調整池や幹線水路等の整備に向けた実施設計を行ってまいりたいというふうに考えております。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 内容的には調整池をつくって、河川も改修、土手とか川をすることだと思っておりますけれども、そういうことについて、その事業費等はこれからだと思っておりますけれども、いつごろまでにこの辺の改修は終わる予定なのでしょうか。

○委員長（大谷好一君） 田中道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（田中良一君） この計画につきましては、明確にいつまでというのはなかなか難しいところなのですけれども、特に1級河川の柚井木川というのが、小山市の旧50号から南が1級河川になってございます。栃木市がこの上流に当たるという位置関係になりますので、その関係します、一級河川については県土木事務所が管理しております。ですから、その辺の土木事務所や関係機関との協議を経て、あとは地元の皆さんの理解も得ながらやっていきたいというふうに考えておりますので、まずは計画を示して、今後具体的に精査していくという必要があると考えておまして、できるだけ早くやりたいのですけれども、調整池とか幹線水路については大きな事業費がかかりますので、数十億円の単位、総事業にすると、そういうふうになるとは思いますが、その辺については今後精査して、短期的に取り組むべきものとか、あとは中期的に、あとは長期的にというようなことを整理しながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○委員長（大谷好一君） 長委員。

○委員（長 芳孝君） 271ページの一番上なのですけれども、市道維持管理費1億5,251万6,000円、これは作業員賃金というのが1,000人分で736万円、去年もこれ1,280人分というような説明があったのですけれども、それからその下の道路管理等委託料、これが8,892万6,000円、これは去年は1億163万2,000円なのですけれども、この作業員賃金と道路管理等の委託料の違いはどういうふうになっているのですか。

○委員長（大谷好一君） 天谷道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（天谷和夫君） 道路作業員の賃金であります、これにつきましては、道路の

清掃とかそういった業務を委託したものの賃金として計上しております。それで、道路管理等委託料につきましては、これにつきましては、市にはいろいろな施設がございまして、例えば栃木駅、新栃木駅、そういったところに連絡通路とかエレベーター、あるいはそういった施設の施錠とか、あるいは大掃除、そこらも含めたものがここに入っている予算となっております。

○委員長（大谷好一君） 長委員。

○委員（長 芳孝君） それでは、これはどちらも個人的に頼んでおくわけなのですか、それとも会社を通じて頼んでおくのですか、これ。特にこの清掃を1,000人分とか、そういうのはどういうふうな形になっているのですか、その辺を聞きたいと思います。

○委員長（大谷好一君） 天谷道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（天谷和夫君） 作業員賃金のほうは、市のほうから業者をお願いして委託するものでございます。また、管理のほうというのは、例えばJRとか、あるいは駅の管理を受けている会社に支払うものです。

○委員長（大谷好一君） 高岩委員。

○委員（高岩義祐君） ページが275ページ、下から2項目の中山踏切の件なのですが、この件につきましては、長年の懸案事項ということで、所管課の大変なご努力によりまして、3月10日から通行が可能になっております。地元の生活道路として大変喜ばれておりまして、すぐそばにイトーヨーカ堂もありまして、かなり今までは苦情の電話等も、いつごろできるのだということで、やっと通行かなったと、大変ありがとうございました。それで、今市道としてまだ未整備のところが残っています。多分この予算でやっていただけるものと思いますけれども、ちょっとやはり通行上危険と思われる、南から北側に抜けたときにまだ未整備のところがありますので、その時期について、完成がいつごろなのか、それだけちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（大谷好一君） 田中道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（田中良一君） ご質問の○30と○1号線の踏切の名前でいいますと、第2中山道踏切ということで、先週の10日に踏切部分については工事が終わったものですから、その部分については供用開始をさせていただきました。その前後の取り付けについては、ご指摘のとおり、特にバイパス側については、引き続き道路改良を進めてまいります。一応予定としましては、平成31年度までに何とか仕上げていきたいというふうに考えております。

ただ、1つ調整事項としまして、東側が区画整理地との隣接というところもありまして、そちらの区画整理事業との整合もとりながら、道路の高さ関係を調整しまして、スムーズな通行ができるようにしていきたいというふうに考えております。

○委員長（大谷好一君） 高岩委員。

○委員（高岩義祐君） それで、もう一つ聞きたいのですけれども、両毛線の北側、市道がありますが、あの整備も一緒に今回のあれでやっていただけるのか、お聞きをしたいと思います。

○委員長（大谷好一君） 田中道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（田中良一君） 両毛線の北側についても、一部用地買収をしまして、道路を広げる予定で、この事業の中で取り組んでまいります。

〔「了解です」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） それでは、271ページ、真ん中からちょっと上のところの市道各号線交通安全施設整備事業費ということで、ロードフラッシャーの設置というふうにご説明いただいたのですが、ロードフラッシャーというものをちょっと具体的にご説明いただければと思うのです。

○委員長（大谷好一君） 天谷道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（天谷和夫君） ロードフラッシャー、交差点の真ん中に、ものにもよるのですが、黄色と赤、路面からややちょっとだけ出て、ぴかっ、ぴかっとう光っているものです。だから信号機にかわるような路面盤なのですが、それがロードフラッシャーとかいうものです。

○委員長（大谷好一君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 承知しました。

289ページ、上から2つ目、皆川城址公園整備事業費、配電設備整備工事費ということなのですが、具体的にどういったものの配電設備を工事するのかお願いいたします。

○委員長（大谷好一君） 齊藤公園緑地課長。

○公園緑地課長（齊藤昌巳君） 皆川城址公園なのですけれども、来年度、維持管理につきましては、地元のほうの自治会等に維持管理等草刈りをお願いしているところなのですが、その管理ということで、皆川城址公園の東側からずっと山伝いに、尾根のちょうど今の展望台ですか、展望台のあるあたりまで電気を引っ張ってきてまして、そこで分電盤といいますか、電気が使えるような装置を設置するというような工事でございます。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 277ページの一番下なのですけれども、北部温泉施設の工事の、これは引き込み道路をつくるということなのでしょうけれども、長さは何メートルなのか、場所的には293号線ですか、あれから入っている道はきちっとした道なので、どこをどういうふうにこれ拡幅するのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（大谷好一君） 田中道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（田中良一君） ご質問はN3160号線の……

〔「一番下の……」と呼ぶ者あり〕

○道路河川整備課長（田中良一君） 一番下のやつですね、失礼しました。これについては北部健康福祉センターへのアクセス道路ということで、計画しております北部センターの北側の道路になります。ですから、道の駅から旧総合支所のほうに向かう道路ですけれども、要は支所の北側の道路

になります。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 北側の道路はきちっとした立派な道路が既にでき上がっていると思うのですが、南のほうから支所のほうに入る道路ではありませんよね。

○委員長（大谷好一君） 田中道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（田中良一君） 北側の道路でありまして、現在7メートルあるのですけれども、そこに歩道をつけて、要は道の駅との連続性とか、その新しい施設の周辺にふさわしい道路をつくっていくという計画でございます。

○委員長（大谷好一君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 295ページ、下から2つ目の空き家対策事業費についてお伺いをいたします。今回空き家解体費補助金1,800万円ということで、前年度3,000万円計上してあったかと思いますが、ただ実績が、何か2,000万円ぐらいでこうなったというふうに理解はしておりますが、まずそのことについてお聞きします。

○委員長（大谷好一君） 大野住宅課長。

○住宅課長（大野和久君） 平成29年度では、確かにこちらに記載してありますように1,800万円となっておりますが、今年度、平成28年度、まだ終了しておりませんが、2月末現在で件数にして約90件、金額にして3,000万円ほど、もう支出が出ております。ですから、1,800万円という、大分下がったような印象を受けますけれども、実はこの解体補助については50万円を上限とするものと、25万円を上限とするものがありまして、実際には25万円のものが多くなっておりますので、1,800万円でも相当件数が賄えるのではないかなと思っております。ただ、かなり申請件数が伸びておりますので、万一1,800万円で不足の場合には、また補正予算で対応させていただきたいと考えております。

○委員長（大谷好一君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 12月現在で90件みたいな情報だったものですから、大変失礼をいたしました。補正でとってもらおうという、もし足りない場合はという答えを聞いて安心したのですが、空き家については、何か以前にも増してまちの中、田舎のほうで出ていると。それで活用と除去ということなのでしょうけれども、前年度に対策計画の策定費みたいのをとられましたけれども、それから出た結論に基づいて施策を進めていくということなのかなと思ってはおりますけれども、空き家対策については、やはりこの解体の補助ということのみみたいなことになるのでしょうか。あとは、まちの中であれば活用ということで貸すということがありますが、その対策についてお伺いします。

○委員長（大谷好一君） 大野住宅課長。

○住宅課長（大野和久君） 空き家対策としましては、基本的には、確かに議員ご指摘のとおり解体とあとは活用、大きく分けてこのいずれかとなります。栃木市は空き家対策については、県内では

トップクラスであると自負しておりますが、まず空き家に対する解体補助、これを行っているのは栃木市と日光市のみであります。日光市のほうが半年ちょっと早くスタートさせましたけれども、最新の情報ではありませんけれども、ちょっと前では、まだ日光市ではわずか1件しか補助を出していないという話を伺ったことがあります。ところが栃木市ではもう既に90件を超えて、恐らく本年度中100件に届くのではないかと考えておりますけれども、これは日本全国でも、100件、空き家解体補助を出しているという自治体は恐らくないのではないかなと思っています。ですから、空き家の解体補助に関しては、非常に栃木市は順調に進んでいるというふうに考えております。

ただ、その一方で、空き家の解体だけでは済まない問題ももちろんあります。また、使えるものに関しては、空き家対策計画案を近々作成いたしますけれども、その中でもできるだけ使っていくと、特に栃木市は蔵の街ということもあって、県内、あと全国的に見ても、かなり建築年度の古い建物が多いという統計上のデータもありますので、新しく作り直すのはもちろんいいのですが、この街なみに合った景観を維持するためにも、古い家を手入れして、長く使っていただきたいということで、空き家バンクなどを通じて使ってもらおうということも進めております。

その空き家バンクの利用状況についても、もちろん県内トップですし、全国的にも相当上位にあると、今のところ順調に進んでおりますので、解体とこの活用、両方をさらに進めて空き家対策に取り組んでいくように努めております。

○委員長（大谷好一君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 行政のほうでそこまでやると、健闘ご苦労さまと言うしかないのですが、それを超えるスピードで、特に活用ではなくて解体といいますか、その後を守っていく人が外へ出てしまっていて、ほとんど自分のところで手いっぱい、補助が出て壊せないという事情で、イノシシのすみかになっているなんていうところもあります。それで、市、地方自治体単独ではもう手に負えない状況に来ているのかなという気がしますので、ナンバーワンの自治体をもって、県、あるいは国のほうに、そうしたことを訴えていくというのも一つの方法ではないかと思っております。

答えどうするかな、では、済みません、お願いします。

○委員長（大谷好一君） 大野住宅課長。

○住宅課長（大野和久君） 空き家の対策は、本当に全国的に非常に大きな課題となっております。確かに自治体にとっても非常に負担が大きい事業でして、解体を進めるに当たっても多額の予算が必要となります。正直栃木市としてもこのままでは制度を維持するのが難しいのかなという懸念も持っておりますけれども、ただ昨年度解体補助を創設した際には、市の単独事業としてやっておりましたけれども、今度は平成28年度から国の補助を受けられるようになりましたので、予算的には随分楽になったなと思っています。ですから、国から2分の1の補助が出ますので、そういうのを活用して、今後もますます件数を増やして、空き家の除去には努めてまいりたいと考えています。

○委員長（大谷好一君） 岡委員。

○委員（岡 賢治君） 今課長のほうからなのですけれども、この25万円の対象とか、50万円の対象ですか、それはどこが違うのか、ちょっと教えていただければと。

○委員長（大谷好一君） 大野住宅課長。

○住宅課長（大野和久君） まず、制度を開始した当初は、50万円を上限とするもののみでした。ところがその場合、程度が悪くて近隣にも迷惑がかかるので、早く解体してほしいというものに限って補助を出して、50万円という上限の中でやっていたけれども、ただ実際には、まだ近隣には迷惑が及ばない程度であっても、もはや修理するのにもお金がかかって、補助が出ないのだったらこのまま放置するしかないなという方が多かったものですから、使い道が、使う当てがない、直すにもお金がかかり過ぎる、そういうようなものに関しては、では所有者の意向を尊重して、25万円の上限の中で解体してもらおうということで、制度を緩和して25万円というのをつくったわけであります。

ですから、周囲に影響が及ぶかどうかというところで、25万円と50万円の適用を分けているというのが実情であります。

○委員長（大谷好一君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） 今のところで関連なのですけれども、これ空き家対策、主要事業の中にもありますし、事業の中で実態調査をしているということで説明を伺いました。今の話の中で、近隣に迷惑がかかってしまうような空き家の調査なのか、それとも今言われた25万円のところの調査なのか、両方含めた調査をされているのかどうかお伺いいたします。

○委員長（大谷好一君） 大野住宅課長。

○住宅課長（大野和久君） 現在行っております調査は、家の程度にかかわらず空き家、人が住んでいないものを全て調査しております。程度が悪いものについては所有者に解体を勧めて、程度がよいものについては空き家バンクへの登録を勧めて、どんどん次の利用者を探してもらおうということで考えております。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 287ページの都市公園等管理費9,249万円なのですけれども、289の公園があるということの、この管理費のようすけれども、街区公園と運動公園と2つあって、これは街区公園の管理費というふうに理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（大谷好一君） 齊藤公園緑地課長。

○公園緑地課長（齊藤昌巳君） 主に街区公園の管理費でございます。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 主にというのがつきましたけれども、例えばその施設管理等委託料（栃木）というのがありますけれども、ここだけ施設管理費というのが入っているのです。ほかのところはないのですけれども、これはどういう趣旨のお金なのでしょうか。

○委員長（大谷好一君） 齊藤公園緑地課長。

○公園緑地課長（齊藤昌巳君） 栃木だけ施設管理等委託費ということで、ここに計上させていただきましたけれども、ほかの地域につきましても、金額的なものは多少あります。ただ、栃木地域につきましては、施設等管理委託料につきまして結構な金額があるものですから、今回の予算のほうに計上させていただきました。この施設等管理委託料の中身なのですけれども、この内容につきましては、主にトイレ等の清掃等が主なものでございます。

以上です。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 一番下に不動産賃借料というのが377万円あるのですけれども、公園の不動産賃借をしているというふうな理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（大谷好一君） 齊藤公園緑地課長。

○公園緑地課長（齊藤昌巳君） 市内で公園として借地している公園でございます。今現在7カ所ございまして、そこの年間借地料でございます。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 公園なので、これ借りて公園にしていくということがどうなのかという気がするわけです。どうしても借りなくては公園としての機能が果たせないということなら、しょうがないところもあるのですけれども、これはなるべく、公園なので返却するというようなことで考えたほうがいいのではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

○委員長（大谷好一君） 齊藤公園緑地課長。

○公園緑地課長（齊藤昌巳君） 今のところ返却というのはちょっと考えてはいないのですけれども、これ毎年といいますか、3年ごとに更新しているわけなのですが、なるべく借地料を低く抑えるような交渉はしたいというふうには考えてはおります。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 返却を考えたらいかがでしょうかと私は申し上げているのだけれども、考えていないということだけれども、公園なのでいいのではないかと思うわけです、こういう借地377万円ですか。必要ないのではないのですか、そういうところ。借りてまで公園が必要なのでしょうか。

○委員長（大谷好一君） 齊藤公園緑地課長。

○公園緑地課長（齊藤昌巳君） この公園につきましては、地元に着しました場所にある公園でございまして、議員の言っていることもちょっとわかるのですけれども、うちのほうとしますと、なるべく地元の皆様に影響が出ないような、うちのほうとしますと、管理をしていきたいというふう考えております。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） それでは、289ページの下から3行目の太平山遊覧道路桜更新事業ですけれ

ども、この内容についてお伺いしたいと思います。

○委員長（大谷好一君） 齊藤公園緑地課長。

○公園緑地課長（齊藤昌巳君） この太平山遊覧道路桜更新事業ということで、来年度から新規に事業として上げたわけなのですけれども、場所的には、栃木工業高校のところからずっと山を上がっていきまして、ゴルフ場のちょうど終わったあたりまでです。今現在約700から800本ぐらいの桜が植わっているわけなのですけれども、その中でかなり50年から60年ぐらいたっていきまして、桜自体がかなり芯の部分が枯れているというようなこともございまして、年に1回ぐらい、たまに風の強い日に桜の倒木があったりとかというようなことがありますので、なるべく古くなった桜については更新して、新しい桜に変えていきたいと思いますということで、来年度新しい事業をやるということで予算に上げました。

以上です。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） いいことだと思いますけれども、今の古い木は倒して、切り倒した中で新しいのを植えかえていくという理解でよろしいでしょうか。

○委員長（大谷好一君） 齊藤公園緑地課長。

○公園緑地課長（齊藤昌巳君） そのとおりです。古い木を切りまして、根っこをほじくり返しまして、新しい苗木を植えていくというような事業でございます。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） その3つ上なのですけれども、同じく公園の長寿命化計画策定事業費なのですけれども、これが2,900万円ですか、公園の長寿命化ということをちょっと説明していただければと思うのですけれども。

○委員長（大谷好一君） 齊藤公園緑地課長。

○公園緑地課長（齊藤昌巳君） 施設の長寿命化というのは、公園に限らず道路とか橋なんかも、今盛んに長寿命化とやっているかと思うのですけれども、公園につきましてもかなり年数がたっている、30年から40年ぐらいたっている公園がありまして、その公園をつくった時期も、かなり高度成長期に一遍にちょっとつくってしまったものですから、その辺の維持管理というのを今後考えていった場合に、改修時期がかなりダブってくるだろうというようなこともありまして、うちのほうとしますと、なるべくその改修というか、維持管理を今の維持管理でできるような施設の管理体制をつくりたいということで、長寿命化調査、計画をしまして、計画的に改修をしていきますというような計画でございます。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） わかりました。内容はわかったのですけれども、例えばどういう公園が具体的に、私は頭に浮かばないのだけれども、どういうところが、今少し施設の維持管理が必要だと思



うのか、何力所か上げていただければありがたいのですけれども。

○委員長（大谷好一君） 齊藤公園緑地課長。

○公園緑地課長（齊藤昌巳君） 旧栃木市、栃木地域ですと、やはり総合運動公園が、昭和55年に栃木の葉国体があったわけなのですけれども、その栃木の葉国体にあわせて整備したというようなこともあって、かなり運動公園が施設が老朽化しているかなというようなことで考えています。平成34年に今度また栃木の葉国体が予定されていまして、できればそれにあわせて、うちのほうで、この長寿命化でもって施設の改修というのをできればなというふうに考えております。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 確かに総合運動公園は古いところが見当たりますので、よろしく願いしたいと思います。

次のページで、291ページなのですけれども、まちなか土地利用計画推進事業費ということになります。これは坂東議員のほうから一般質問の中で取り上げられたと思うのですけれども、この25万8,000円ということで、平成29年度、新たな利用についての計画があるやに聞いているわけですが、この辺の考えについてお伺いしたいと思います。

○委員長（大谷好一君） 國保市街地整備課長。

○市街地整備課長（國保能克君） この予算につきましては、今おっしゃられましたように、坂東議員のほうから一般質問をお受けいたしました。そのときご答弁させていただきましては、あそこの近隣の銀座通り周辺で、今大規模な商業の開発が行われております。その開発の完成時期が、これは一応お聞きしている話でございますので、ちょっとずれることもあるかもしれませんが、秋ぐらいに、秋の11月ごろにはできそうだというふうにはお聞きしております。そのころまでにはあの地域の全体像というか、幾らかぼつぼつと形が見えてくるとお思いますので、そのような状況を見つつ、警察跡地のほうの、また民間公募という形を考えておりますが、そちらのほうに取り組みたいというふうに思っているところでございます。

今回の予算につきましては、再度委員会を立ち上げたいと思っておりますので、その委員会報酬等を計上させていただいたというところでございます。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） この民間公募については、行政としても、こういうをつくったらいかがでしょうかとか、そういう考えも提示しながら募集するというふうに、私は理解しているというか、お伺いしたような気がするのですけれども、そういうことでよろしいでしょうか。

○委員長（大谷好一君） 國保市街地整備課長。

○市街地整備課長（國保能克君） 前回、平成27年度の末に民間公募を行ったその反省点等を踏まえて、一応次の公募に当たっては、単なる民間のほうにやっていただきたいだけでは、その市場性を第一とした採算性としか考えない事業が立ち上がってくることが考えられますので、地域

の皆様と話している中では、やはり行政として何かお手伝いできるもの、または提案したものがあ  
るものを示すことによって、その地域の、その地区の方向性が見出せるのではないかというご発言  
もいただいておりますので、その中で何ができるかということになります。例えば公共的施設を  
配置していただけるのであれば、若干の借地料の減額とか、あとはその建物に対する幾ばくかの補  
助の支出と、そういうものを検討していきたいというふうには思っております。

どういふ施設を行政として提案を求めるかというのは、再度議員の皆様にもご相談させていただ  
きながら、また地域の方にも、今回の意見を集約するに当たりましては、去年の9月、10月に商店  
会連合会の皆様、また自治会会長の皆様、あとは地域協議会等の委員の皆様等に意見をお伺いした  
上、ちょっと待てという話もありましたので、今回待っているような状況でございますので、再度  
募集を行うときには、その方たちにも意見の集約を図っていきたいというか、意見をお聞きしたい  
というふうには思っておりますので、その中で進めていきたいというふうには思っております。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） わかりました。よろしくお願ひしたいと思います。

その次、すぐ下の、この地域交流センターということで、元中央小学校跡地の活用だと思っ  
てすけれども、今の時点で、私もこういうのに内容はしたらいいのではないかと、意見は議  
会を通じて申し上げたような気がするのですけれども、今の時点でこの地域交流センター  
の内容についてわかる範囲で、こういうことを考えているということがあればお伺いしたい  
と思うのですけれども。

○委員長（大谷好一君） 國保市街地整備課長。

○市街地整備課長（國保能克君） 昨年アンケートを実施したときに、議員の皆様もご意見を  
いただきまして、まことにありがとうございます。市会議員の皆様からは34件のご意見を  
いただいたところでございます。合わせまして、そのとき行ったアンケートでは、総数  
456件のご意見をいただきました。そのご意見の中で多かったものを幾つか述べさ  
せていただきますと、軽運動室、ヨガとかストレッチを行いたい部屋というのが、  
結構ご要望が多かったと、それと調理室です。あとは学生さんが勉強するとい  
う学習室なんかのご要望も多かったです。また和室ですか、あとは、おもしろ  
いのが鏡張りの部屋が欲しいというお話もお伺いいたしました。結構、あと音  
楽室なんかも演奏したいというご希望をいただいておりますので、そのよう  
なものを踏まえまして今回整備を図ってきたいというふうには思っております。

ただし、今入舟庁舎に入っております国際交流とかウェルワークとちぎ、あと消費生活、  
幾つかの組織が入っておりますけれども、それも校舎の跡地のほうに移設とい  
うか、移転したいと思っております。あとは市民会館のほうにシルバー人材が  
入っておりますので、それもあわせて持っていきたいと思っておりますので、  
半分まではいきませんが、そのような若干準行政施設のものを入れて、  
残りを地域交流センターとして活用してまいりたいというふうには思っ  
ておるところでございます。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） そうしますと、今入っている入舟庁舎というか何というか、国際交流協会、あるいはウェルワークですか、そのところは返却するというふうなことの中での考え方でしょうか。

○委員長（大谷好一君） 國保市街地整備課長。

○市街地整備課長（國保能克君） 入舟庁舎の跡地利用については、若干管財部門のほうに関係するわけなのですが、今お聞きしておりますのは、あそこは一応更地にしたいというようなことは聞いておるのですが、申しわけございません、ちょっと間違えましたら大変恐縮でございますので、後でまた確認させていただきたいと思います。

○委員長（大谷好一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ないようでありますので、8款の質疑を終了いたします。

11款災害復旧費中所管関係部分の質疑に入ります。354ページから355ページであります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ないようですから、歳出各款ごとの質疑を終わります。

続いて、歳入等の所管関係部分を一括した質疑に入ります。9ページから10ページ及び68ページから133ページであります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第1号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第1号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

（午後 零時13分）

---

○委員長（大谷好一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

---

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○委員長（大谷好一君） 次に、日程第11、議案第6号 平成29年度栃木市下水道特別会計予算を議題といたします。

これより審査に入ります。

お諮りいたします。本案については歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 611ページの下から3つ目の公営企業会計移行事業費ということで質疑をさせていただきます。先ほど大武委員の質疑で、あらかたそのことにも触れられたのですが、改めてお伺いをします。これからはっきり栃木市でいえば50億円の会社というか、そういう考え方でやっていくということだろうと思うのですが、今まで例えば単年度決算で、なかなか決算書を読むことはできても、今度は企業会計のBS、PLを読むということになってきます。そうすると、文学部出身の人であるとか、大体専門職で来ているのでしょうか、その辺の教育みたいなことはどうなっているのでしょうか。

○委員長（大谷好一君） 寺内下水道業務課長。

○下水道業務課長（寺内国雄君） 午後もよろしくお願ひします。お答えをいたします。

来年度といたしますか、今だと再来年度ですから、1年ちょっと先の平成30年4月から公営企業法適用ということで、全部適用ということで、職員の身分も今の水道と同じように企業職員という身分になります。そのために、今特にご指摘のように会計システムも変わりますので、その研修ということで、実際水道で使っている会計システムを、本庁の下水道課の中でも使えるように構築してありまして、来年度予算については、この予算書と一緒に企業会計にした場合にどのようになるかということで、ダミーということではないですけれども、想定した予算書を職員が、公営企業準備係の3人でつくりまして、来年度予算の今までの単式簿記と複式簿記の比較なんかもしています。そのような状況で勉強はさせていただいております。

○委員長（大谷好一君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） それに関連しまして、そうしますと、例えば経営上という言葉を使っていいのかと思うのですが、問題点であるとか、そういうことが割と今までよりもはっきりわかってくる。それで、国のほうでも経営戦略策定事業費というものをつくれと、こういうことだろうと思うのです。それで、経営戦略策定事業費についての人口減少であるとか、あるいは老朽化等については、先ほど触れられていただきましたので、大武委員の質疑のときに。その部分を除いたところで、この経営戦略策定事業費について、もうちょっと詳しく説明していただけるとありがたい。

○委員長（大谷好一君） 寺内下水道業務課長。

○下水道業務課長（寺内国雄君） お答えします。

経営戦略事業費におきましては、来年度予算で、平成29年度予算で300万円ということで、委託料という形で計上させていただいております。経営戦略につきましては、10年間の長期計画ということで、経営の特に財務部門についての細かな試算をしまして、それをつくって、今後10年間の経営の指標をつくるということになるのですが、これについては全国の市町村が一律平成32年までにつくることになっていまして、当市におきましては、実は農業集落排水については、非常に簡単なものを今年度つくったのです。平成30年から新たに公営企業法適用になりますので、それを見越したものを今年度作成するのですが、何せ予算額が300万円という額なのですが、なかなか実際に業者の見積もりをもらったところ、1,000万円を超えている状況でございます。そういう中で部分委託ということで、職員ができるものは全てつくりまして、特に財務的な積算とか、専門的なものに対して委託するような形で進めていきたいとは思っております。

○委員長（大谷好一君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） そうしますと、非常に専門的な仕事の部分が多くなるかと思いますが、そうしますと、今までそこでたたき上げてきたというか、そういう上のほうの役づきの方がだんだん退職をされます。そこへ新しい方が来るということで、その人材不足みたいなことはありませんか。何か国のほうでもその辺を心配しているみたいなどころもうかがわれるのですが、そのことについてお聞きします。

○委員長（大谷好一君） 寺内下水道業務課長。

○下水道業務課長（寺内国雄君） お答えをいたします。

ご指摘のとおり、人材不足にならないように、職員課、人事当局と相談しまして、現に企業会計やられている水道の会計部門の職員の登用とか、今公営準備室の係長そのものが、前に水道の会計係に長くいた職員ですので、そこらも加味していただいております。かなり栃木市はほかの市町よりも充実している状況にあります。

○委員長（大谷好一君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 健康保険みたいな形になってしまうと大変ですので、これからのインフ

ラの命運がかかってくるというか、非常に脚光の浴びる部分になってくると思いますので、我々議員も勉強していきたいと思いますので、よく研究してやっていただきたいと思います。要望です。  
終わります。

○委員長（大谷好一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。  
ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。  
ただいまから議案第6号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○委員長（大谷好一君） 次に、日程第12、議案第7号 平成29年度栃木市農業集落排水特別会計予算を議題といたします。

これより審査に入ります。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第7号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○委員長（大谷好一君） 次に、日程第13、議案第9号 平成29年度栃木市水道事業会計予算を議題といたします。

これより審査に入ります。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

大武委員。

○委員（大武真一君） 全般的な話を若干お伺いしたいと思うのですが、一般質問の中で針谷議員のほうからも有収率とか、都賀町が特に悪いと、57%を切っているというようなことで、特別に、その半分近くの水が無駄になっているということについては、やはり特別な対策が必要なのではないかということの中で、この予算はどういう、その辺の対策について予算をとって対応されているのか、ちょっと場所も教えていただければと思います。

○委員長（大谷好一君） 古澤水道建設課長。

○水道建設課長（古澤一豊君） 予算ということですが、685ページの中で、第2条第4項の主な建設改良事業の中で下から2番目、管路耐震化事業ということで、来年度は1億389万6,000円をとっております。この内容とすると、主に都賀でどうしても漏水が多いというのは、塩ビ管が多いものですから、全体の8割ぐらい塩ビ管を使っているものですから、その塩ビ管を布設替えするというので、主に都賀と西方の工事をここで1億円ほど上げてあります。そのほかに有収率の対応といたしましては、対症療法になるのですけれども、夜間の音調調査とかを業務委託をいたしまして、年間、今年は栃木の水道組合に発注したわけなのですけれども、約80カ所ほど、上に上がっ

てこない漏水が見つかりまして、40トンとかそのぐらいの、夜間の水量は時間当たりなのですけれども、見つけることができました。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） おっしゃるように、老朽管の取り替えも必要かと思うのですけれども、特に都賀地域におかれては、水が不純物というか、管路を腐食させるような有害物質がまざっているやに聞いてはいるのですけれども、そうであるとすれば、処理をするときにそういうことに対して、そういうものを除去するような作業等もされる必要があるのではないかと思うのですけれども、その対策は大丈夫なのでしょうか。

○委員長（大谷好一君） 古澤水道建設課長。

○水道建設課長（古澤一豊君） お答え申し上げます。

都賀の水質的には西方、栃木の水質とほとんど変わりませんので、水質がどうのこうのということで漏水が多くなっているわけではなくて、塩ビ管がやはり多いということで、さきの3.11の地震以降、極端に有収率が落ちたという実情があります。これはやはり塩ビ管的にはどうしても鑄鉄管より機械的に弱いということで、その辺が影響しているものと思われまます。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 特に都賀地域は有収率57%とか、特に悪いわけですから、特別に対応するというので、ぜひしっかり頑張っていただきたいと思いますが、大丈夫でしょうか。7割ぐらい平均にはやはりいかないと、いつまでも57%ではいけないと思うのですけれども。どうでしょうか、その辺は。

○委員長（大谷好一君） 古澤水道建設課長。

○水道建設課長（古澤一豊君） 57%というのは平成26、27年ということで、今年になって全体的にも、市全体でも今のところ、去年は75.8%ということだったので、今現在は76.8%ぐらい、1%ぐらいは上がっております。それなものですから、その大部分は多分都賀だと思っておりますけれども、そんな形で多少はよくなっておりますので。

○委員長（大谷好一君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 関連で有収率のことについてお尋ねをいたします。

76.8%ということで、大分回復基調が見られたということですが、総合計画の中で76%を80%にしたいということとしっかりと書いてありますが、何とかいけそうですか、寺尾が新設されるということもあります。これはまるっきり100%でしょうけれども、全体からすると微々たる数字でしょうけれども、いかがでしょうか。

○委員長（大谷好一君） 古澤水道建設課長。

○水道建設課長（古澤一豊君） 総合計画では、普及率の90.5%と、有収率の80%というのを、平成29年までに達成するというので計画は立ててあります。普及率については、おかげさまで寺尾の



ほうも、今回の4月1日で113件ほど給水開始になったのですけれども、お尋ねの有収率については、本当に地道な工事を続けていかなければならぬという部分もありますし、それにはかなりの投資をしていかなければならぬという部分もあります。普及率を上げながらそういうこともやっていかなければならぬものですから、その辺はご理解をいただければありがたいと思います。

○委員長（大谷好一君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） よく理解をしております。それで、普及率であるとか水洗化率については、年次報告の中にきちんと数字でうたっています。ただ有収率については、全体で有水量が幾つだったということだけの表記ですので、できれば有収率もうたっていただいて、それがやはり自己の励みにもなりますし、チェック作用にもなるということで、その上昇を目指して職員も頑張ると、我々もなぜ、原因は何なのだということで議論ができますので、ぜひそんなことも入れていったらいいと思いますが、いかがですか。

○委員長（大谷好一君） 古澤水道建設課長。

○水道建設課長（古澤一豊君） 今1市5町合併いたしまして、各浄水場間も、前は旧市町村ごとに分けていたのですけれども、今は大分メディカルセンターあたりは、前は大平の蔵井の浄水場だったのですけれども、牛久からあの辺一帯は栃木の菌部の区域となっております、そういう形なるべく効率よく浄水場を動かすという面からいって、少しずつ給水区域を変えている事実がございます。そんな関係で都賀のほうも川原田にこれから給水するような形で考えておりまして、なかなか平成26年当時の有収率とはいかないまでも、それに近い値は出ると思うので、その辺は今後担当のほうと協議しながら、地域ごとに出すような方向では考えていきたいとは思っています。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 1億9,000万円の老朽管更新の一つが石綿管です。石綿管、藤岡と岩舟だと思のですけれども、残っているのは、その辺のどのくらいの距離残っていて、いつまでに完成、ゼロにするような計画があると思うのですけれども、改めてお伺いしたいと思います。

○委員長（大谷好一君） 古澤水道建設課長。

○水道建設課長（古澤一豊君） お答え申し上げます。

岩舟地域につきましては、当初36キロございました。平成28年、大体事業が終わりましたので、現在で12.5キロ残っております。進捗率につきましては65.3%でございます。

藤岡地域には、当初約30キロございまして、現在平成28年度末で9.1キロございます。進捗率については69.5%で、全体で合わせて21.7キロ、石綿管が残っているような形でございます。

事業のほうなのですけれども、やはり今回の補正でご説明申し上げたように、当初予定していた事業費よりかなり交付金が削減されておりまして、今回も5,400万円ぐらい事業費を平成28年度は減額したわけなのですけれども、一応今のペースだと平成35年ぐらいを目標に何とか石綿管をなく

したいということでのいるのですけれども、なかなか難しい部分もあるかもしれません。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 要望ですけれども、不公平というか、バランスが悪いですよ、ゼロのところもあるし、藤岡と岩舟はちょっと厳しい状況があるので、早目に完成するように、よろしく願いします。

○委員長（大谷好一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第9号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○委員長（大谷好一君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願います。

これをもって建設常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 1時19分）